

調 査 研 究 費

納入通知書兼領収書

(納付者保管)

令和7年度	納付書番号 6700031663-00-00
納付者	〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1-1 日本共産党敦賀市議員団 様
議員タブレット通信料負担金(政務活動費) 対象期間: R7.4.1~R8.3.31	
納付金額	13,090円
納期限	令和8年 4月20日
所属	01050000 議会 議会
会計	01 一般会計
款	60 諸収入
項	25 雑入
目	15 雑入
節	10 各種負担金
細節	01 議員タブレット通信料
説明	05 議員タブレット通信料負担金
上記のとおり納めてください。 令和8年 4月 6日 敦賀市長 米澤 光治 印	
敦賀市	
上記のとおり領収しました。	領収済印
敦賀市指定金融機関等	

納付場所

- ・福井銀行 本支店
- ・北陸銀行 本支店
- ・福邦銀行 本支店
- ・敦賀信用金庫 市内本支店
- ・J A 福井県 本支店
- ・東日本信用漁業協同組合 連合会 敦賀支店
- ・北陸労働金庫 市内支店
- ・敦賀市役所会計課窓口

65000171460001



A 5 0 7 6 7 0 0 3 1 6 6 3 0 0 0 0 A

研 修 費

2025年07月28日
インボイス登録番号： T8011101009038

領収書

日本共産党敦賀市会議員団 山本貴美子 様

「第76回（オンライン）市町村議会議員研修会
Zoom開催」受講料
山本 貴美子様 参加分
（お申し込みID： 19）

株式会社自治体研究社
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123
電話： 03-3235-5941
FAX： 03-3235-5933
代表取締役 長平 弘

合計 ￥ 8,000円（税込）
うち10%対象 消費税額727円

内容	単価	数量	税率	小計
第76回（オンライン）市町村議会議員研修会 Zoom開催	¥8,000	1	10%	¥8,000
			合計（税込）	¥8,000
			うち10%対象 消費税額	¥727

(参 加 者) 山本 貴美子
(研修開催日) 2025 年 8 月 22 日
(研修先名) 第 76 回市町村議会議員研修会 zoom 開催
 「こども誰でも通園制度に市町村はどう対応すべきか」

(内 容)

講師：中山 徹（自治体問題研究所理事長・奈良女子大学名誉教授）

I 制度の概要

- ①こども誰でも通園制度は、2026年4月1日から全市町村で開始。実施主体は市町村。市町村は、ニーズに対応できる定数を確保する必要がある。
- ②市町村は、申請のあった事業所が条例で定めた基準を満たしているか審査し、満たしている場合は、認可、利用定員の決定を行う。市町村による勧告、公表、命令、取り消しも。
- ③直接契約方式、利用方式（定期利用、自由利用）、実施方法（一般型、余裕活用型）、広域利用。
- ④政府が作成する総合支援システムを活用するかどうかは、市町村が判断。
- ⑤1時間あたり0歳児1300円、1歳児1100円、2歳児900円。市町村負担分の内、国6/8、都道府県1/8、市町村1/8。国負担の内、4/8は2026年度から保険料に上乗せして徴収することこども・子育て支援金を充当。保護者負担はこども1人1時間300円程度で各事業所が設定するが、300円と決めている市町村で大半。

II こども誰でも通園制度の問題点

- ①低い基準、短い利用時間、無理な利用方法等による保育上の問題
 - ・一時預かり事業と同じ基準。保育従事者の配置基準は、0歳児：3対1、1～2歳児：6対1だが、1/2以上が保育士であれば可能。1日の利用者が3人以下の場合は保育士ゼロでも可能。子どもに適切な保育を提供できるのかが、大きな問題。
 - ・自由利用、月10時間で複数事業者を使うと、一事業者当たり月1回程度の利用となるが、子どもの性格、発達などを理解できるのか。子どもに適切な保育を提供できるのか。
 - ・0～2歳児は最も慎重な対応が必要な年齢であり、重大事故が発生しないか。事業者がコスト削減を優先した場合、特に注意が必要。
 - ・利用に際して面談は必須だが、その時間の経費は事業者には保障されないため、形式的な面談になる恐れがある。オンライン面談も可能（自由利用、広域利用を想定）だが、適切な保育を提供するために必要な情報が把握できるのか。
- ②不十分な財政措置による事業者への弊害
 - ・午前、午後とも5人定員（0歳：1名、1歳・2歳：各2名）の場合、保育士1名、保育士以外の保育者1名。午前、午後とも5名すべて埋まるのが前提。
 - ・通常保育よりも難しいため、試行的事業、一時預かり事業でも、担当保育士の1名はベテランをにしているところが多い。予算的に難しい場合は、適切な保育が提供できない。

- ・ 予算を確保しようとする、通常保育などの予算を使わないと困難、その場合、通常保育の予算が削減される。

③通常保育等への支障

- ・ 余裕活用型の場合、在園児クラスの定員の空きに保育を受け、保育士の追加の配置は困難。保育に慣れていない子どもがクラスに入り、追加の配置もない中で、通常保育をきちんと展開できるのか。在園児に悪影響が出ないか。

- ・ 一般型（合同）の場合も、通常保育、在園児に支障が出ないか。

④障がい児、配慮が必要な子どもに対応できるか

- ・ 加配の予算が保障されているが、1時間刻みで担当者確保できるのか。

- ・ ネグレクト状態にある保護者が自己負担を支払い、自ら予約するのか。

- ・ 政府はシステムを利用することで市民の利用状況を把握でき、必要な対応を取ることができるとしているが、そのために担当職員を置く財政措置はない。

⑤公的責任の後退につながる危険性

- ・ 政府はこども誰でも通園制度で築いた総合支援システムを、保育そのものに展開する予定。入所申請だけでなく、利用調整も視野に入れている。

- ・ web上でのシステムが展開され、保育が直接解約に移行する危険性が大きい。

⑥新たな国民負担による実施

- ・ こども誰でも通園制度は、2024年度からスタートした異次元の少子化対策の一環。必要な予算は3.6兆円。財源は、既定予算の組み換えが1.5兆円、歳出改革が1.1兆円、子ども・子育て支援金制度が1兆円。

- ・ 支援金制度は新たな国民負担であり、上乗せ金額は平均で700円～900円程度。

- ・ 歳出改革の具体例は国会で問題になった「高額療養費負担上限額引き上げ」。癌患者などから必要な医療が受けられなくなると反対意見が続出し、8月の見直しは撤回したが、今後どうなるか不明。「癌患者が必要な医療を受けられないようにすることで、公費負担を減らし、それで浮いた予算を子育て支援の財源に充ててほしい」と考えている人がどの程度いるのか。

⑦一時預かり事業の拡充が本筋

- ・ 保育所等を利用していない0歳～2歳児を育てている家庭で育児不安などが高まっている。そのような子どもが本来利用できる一時預かり事業は、保育所が不足しているため、就労している方（週3日程度の就労）が一時預かり事業を利用し、多くの市町村はそのような利用を優先させている。

- ・ 一時預かり事業は待機児童解消の役割を担わされているため、保護者が就労していない家庭は利用しにくい。就労している方は通常保育を利用できるように保育所の整備を進め、一時預かり事業は本来の趣旨に沿った利用にすべき。

- ・ 一時預かり事業の改善・拡充を進めれば、0歳～2歳児で保育所等を利用していない子どもを預かることができ、家庭の育児不安の解消にも寄与できる。

- ・ 一時預かり事業はすでに実施している事業のため、条例や新たなシステムを整備する必要はない。実施している事業者も多く、基準、補助金の改善が進めば、不

安なく事業を拡充できるため、新たな制度を作る前に、既存の制度・事業の改善・拡充で対応できないかを考えるべきであった。

V 何を要望すべきか、何をチェックすべきか

①制度改善を国に要望するように市町村に働きかける

こども誰でも通園制度は撤回し、一時預かり事業の充実が基本だが、2026年4月からこども誰でも通園制度が全国一斉実施にむけ動いているため、市町村から国へ、こども誰でも通園制度について、以下の点を要望するように働きかける。

(1)こども誰でも通園制度を通じて、子どもに適切な保育を提供できるように、基準等を引き上げること。

(2)こども誰でも通園制度が事業として成立するように、保育単価を引き上げると同時に、基礎的な経費を保障すること。

(3)市町村がこども誰でも通園制度によって地域全体の子育て環境を改善させることができるように、市町村に対する補助制度を充実させつつ、市町村の権限を保障すること。

(4)こども誰でも通園制度、一時預かり事業の再整理を進めること。

(5)総合支援システムを公的保育制度解体につなげないようにすること。

②民間事業者、園長等を含めた検討会の設置

- ・国からやれと言われ仕方がなしにやるのではなく、これを活用して地域の子育て環境を少しでも改善すること、これをきっかけに事業者との連携を深めること、そのような視点に市町村が立つべき。

- ・市町村に検討会の設置を要望し、私立保育所、公立保育所園長等も検討会に参加できるようなメンバー構成を要望する。

- ・公立保育所でこども誰でも通園制度を実施する場合、保育課で実施内容、実施園などを一方的に決めるのではなく、園の現状、保育士の意向等を聴取し、それを踏まえて決めるように要望する。

③適切な保育が提供できるような条例・規定の制定

(1)市町村の判断で基準等を定めることが可能

- ・こども誰でも通園制度の基準を決めるのは市町村
- ・市町村の判断で国が示している基準を上回ることが可能
- ・今年中にはすべての市町村が条例を定める

(2)職員配置

- ・0歳児：3対1、1～2歳児：6対1。保育従事者は2名以上、うち半数以上は保育士資格が必要。できれば、1名は正規職員の保育士。

- ・市町村の判断で、少しでも改善すべき。新潟市：0～1歳児：3対1、2歳児：6対1。神戸市：保育従事者はすべて保育士。北九州市：1歳児：5対1。

(3)利用対象

- ・国の制度では0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）。満3歳以降は、一時預かり事業に切り替えるか、4年保育を実施している幼稚園等。

- ・多くの幼稚園は3年保育（満3歳児の4月以降受け入れ）。満3歳になると、その年度末まで、こども誰でも通園制度を利用できない→練馬区：満3歳になった年の年度末まで利用可能。

(4)利用時間

- ・利用時間の上限は月10時間としているが、子どもに適切な保育を提供するという視点から、また保護者の育児不安に応えるという視点から見ても不十分。
- ・市町村の判断で10時間を超える受け入れが可能→練馬区：48時間

(5)保護者負担

- ・国は保護者負担も1時間当たり300円としているが、実際に徴収する額は市町村が決める。
- ・育児不安に対応するという趣旨から考えると、利用料金を徴収するのではなく、無料にするのが基本→練馬区：275円

(6)利用方式、実施方法

- ・定期利用が基本、自由利用では適切な保育を提供するのが困難。市町村が定期利用のみの受け入れと決めるべき→練馬区：「誰でも通園制度は登録すればどこの園でも使える方式ではなく1人1園という形にする」
- ・一般型（専用室）が基本。一般型（合同）の場合、子どもが一時的に過ごせる場所を確保すべき。余裕活用型は、適切な保育の提供が難しく、在園児にも負担がかかる危険性があるため採用すべきではない。

(7)広域利用

- ・住んでいる地域での子育て環境改善の一環としてこども誰でも通園制度を位置づけるべき。そのため、里帰り出産などを除き、市町村内の家庭を優先にし、広域利用は限定的にすべき。

④事業者に対し、適切な補助額を保障する

国の補助額は国が決めるものの、実際に事業者に支給する額は市町村が決める。
→練馬区：時間に対する補助とは別に利用枠に対する補助を設定

⑤一時預かり事業との整理

- ・一時預かり事業を実施している保育所等では、両者を一体的に運営できるように要望すべき。
- ・週3日程度利用する子どもは一時預かり事業を利用し、リフレッシュで利用する子どもはこども誰でも通園制度を利用するなどの整理が必要。
- ・保護者が負担する利用料金は、一時預かり事業とこども誰でも通園制度で差が出ないようにすべき。

⑥配慮が必要な子どもへの対応

- ・障害児、医療的ケアの必要な子どもには加配が必要。
- ・保育士確保を事業者任せにするのではなく、市町村がシフト表を作るような対応が望まれる。
- ・私立で対応できない場合は公立での受け入れが基本。

⑦保育士に新たな負担を発生させない

- ・ 利用方式、体制、勤務時間など、保育士に新たな負担を強いる制度にならないようにする。
- ・ 面談、事前の情報収集、保育計画の作成、記録の作成等を勤務時間内でできるようにする。
- ・ 2027年度までは10時間を下回る時間設定でも可能なので、無理は避けるべき。

⑧保育課内にこども誰でも通園制度の担当者を配置すべき

2026年度以降、こども誰でも通園制度が本格実施されると、様々な問題が発生し、業務が増えると思われる。保育課にこども誰でも通園制度の担当者を配置すべき。

Ⅵ (公立) 保育所で実施する場合の注意事項

①利用方式、実施方法

- ・ 一時預かり事業と一体で実施すべき。
- ・ 対象は0歳6か月から3歳未満だが、難しい場合は1歳、2歳のみでも可。
- ・ 定期利用に限定すべき。
- ・ 一時預かり事業を専用室で実施している場合は、一般型（専用室）が望ましい。難しい場合は一般型（合同）で実施し、余裕活用型は避けるべき。

②保育時間、保育内容の検討

- ・ 月10時間を上限とするのであれば、午前、午後の2回体制（1日2.5時間×4回）とし、どちらかを昼食付きにする。
- ・ 一時預かり事業に近づけるのであれば、5時間の受け入れ（月2回）も。

③適切な面談が重要

子どもの状況を、事前に保育所が把握する方法は3つ。

(1)あらかじめ保護者がシステムに打ち込む情報：家庭の状況、子どもの状況（アレルギー、既往症、生活リズムなど）、発達状況（食事、遊びなど）

(2)以前こども誰でも通園制度を使った際、事業者がシステムに打ち込む記録：保育内容、子どもの様子等

(3)事前の面談：面談は必須、この面談でシステムで共有された情報等を確認し、それ以外に必要な状況を把握する

- ・ 面談時に保育方針等について保護者に説明しておく。オンライン面談は避ける。
- ・ 保育所が初めての子どもは親子通園を設けるべき。政府は「親子通園を利用の条件とすることは適当ではありません」としているが、保育所等が適切な保育を提供するために親子通園が必要と判断した場合は、その旨を保護者に伝えるべき。

④こどもの適切な受け入れについて

- ・ 定員内であっても、0歳児の子どもは1名にする。保育所に慣れていない子どもも1名にする。配慮の必要な子どもは、その子どもが慣れている保育者をつける。
- ・ 定員の範囲内で申し込み順に機械的に受け付けない。
- ・ どのように受け入れる子どもを決めるかは非常に重要、一時預かり事業などの経験が豊富な保育士を確保しておく必要がある。

⑤勤務態勢の整備

- 保育計画、記録の作成を勤務時間内に行えるように要望する。
- こども誰でも通園制度では「こどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりのこどもの実態に応じた指導計画を作成することが求められます」としているが、定期利用でないとこのような計画は作成できない。そのため、原則、定期利用とすべき。
- 保育者がこのような計画作成の時間が確保できるような勤務体制を要望すべき。
- 保育終了後、記録を作成し、総合支援システムに入力する。実施内容、子どもの育ちなどを記録し、次回以降に生かす。同時に、別の事業所がその子どもを預かる際、参考にする。
- そのため記録の作成時間も勤務時間内でできるような勤務体制を要望すべき

Ⅶ 終わりに、今後の展望

- 保育制度、政策で重要なのは、最低基準の改善、0～2歳児の無償化、一時預かり事業（こども誰でも通園制度）の拡充、保育士の処遇改善。
- 就労している保護者で、週3日程度、一時預かり事業を利用している方は、通常保育を利用できるようにする。リフレッシュ利用は、一時預かり事業（こども誰でも通園制度）を使う。
- ただし月10時間ではなく、月40時間程度（8時間×週1回、4時間×週2回など）
- 0歳6か月から3歳未満ではなく、0歳3か月から3歳時になった年の年度末まで。
- 0歳～2歳児の保育料無償化とともに、一時預かり事業、こども誰でも通園制度の無償化も求める。
- 子どもの減少、育児休暇の充実が進めば、通常保育の利用者は当分、減り続ける。通常保育の利用者が減り続けるため、最低基準の改善、一時預かり事業（こども誰でも通園制度）の拡充はやる気になれば比較的容易に実現できる。
- 保育所は、通常保育に加え、障害児・配慮の必要な家庭の子どもの保育、保育を必要としない家庭の子どもの保育（0～2歳で家庭で保育されている子ども、育児休暇中の子ども等）に取り組み、保育所の新たな展開を展望すべき。

《感想》

2026年4月から開始する国の制度であり、現場の混乱は目に見えているが、少しでも保育士や子ども達の負担を軽減し、より子ども達にとって良い保育が提供できるよう、研修で学んだことを敦賀市に求めて行きたいと思います。

2025年09月26日
 インボイス登録番号： T8011101009038

領収書

日本共産党敦賀市会議員団 山本貴美子 様

「第78回（オンライン）市町村議会議員研修会
 Zoom開催」受講料
 山本 貴美子様 参加分
 （お申し込みID： 11）

株式会社自治体研究社
 〒162-8512
 東京都新宿区矢来町123
 電話： 03-3235-5941
 FAX： 03-3235-5933
 代表取締役 長平 弘

合計 ￥ 8,000円（税込）
 うち10%対象 消費税額727円

内容	単価	数量	税率	小計
第78回（オンライン）市町村議会議員研修会 Zoom開催	¥8,000	1	10%	¥8,000
			合計（税込）	¥8,000
			うち10%対象 消費税額	¥727

(参 加 者) 山本 貴美子

(研修開催日) 2025 年 11 月 6 日

(研修先名) 第 78 回市町村議会議員研修会 zoom 開催

「国基準を超える『こども誰でも通園制度』をどう創りあげていくか

(内 容)

講義：こども誰でも通園制度 どこをチェックすべきか

講師：中山 徹（自治体問題研究所理事長・奈良女子大学名誉教授）

I 制度の概要

①今後のスケジュール

②制度の概要

③利用方式、実施方法など

(1)直接契約方式

利用は保護者が事業者直接向し込む。市町村は利用調整などを行わない。

(2)利用方式

- ・ 定期利用：固定した事業所、固定した曜日・時間帯に利用
- ・ 自由利用：別々の事業者、固定していない利用時間

(3)実施方法

- ・ 一般型（専用室）：独自の定員を設け、専用室で実施
- ・ 一般型（合同）：独自の定員を設けるが、通常保育の子どもと一緒に保育
- ・ 余裕活用型：独自の定員を設けず、空き定員の範囲内で実施
- ・ 一般型の基準：一時預かり事業と同じ（国の基準）
- ・ 余裕活用型の基準：保育所などの基準内で受け入れる

(4)広域利用：市町村を超えた利用も可能

④総合システム、活用内容

政府が作成する総合支援システムを活用するかどうかは、市町村が判断。

⑤予算、財源など

III こども誰でも通園制度の問題点

①低い基準、短い利用時間、無理な利用方法等による保育上の問題

②不十分な財政措置による事業者への弊害

③通常保育等への支障

④障がい児、配慮が必要な子どもに対応できるか

⑥公的責任の後退につながる危険性

⑥新たな国民負担による実施

⑦一時預かり事業の拡充が本筋

V 市町村に要望すべきこと

①制度改善を国に要望するように市町村に働きかける

②民間事業者、園長等を含めた検討会の設置

VI 議員さんがチェックすべき項目

①基本的な視点、8つのチェック項目

市町村の判断で基準等を決めるとが可能

- ・ こども誰でも通園制度の基準を決めるのは市町村
- ・ 市町村の判断で国が示している基準を上回ることが可能
- ・ 今年中にはすべての市町村が条例を定める
- ・ 今年度、地域子ども・子育て支援事業（乳児等通園支援事業）を実施している市町村は、すでに条例を制定済み
- ・ 自治体名を知りたい方は、下記のwebサイトを参照
- ・ こども家庭庁→こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会

チェック1：職員配置

- ・ 国の基準：0歳児：3対1、1～2歳児：6対1。保育従事者は2名以上、うち半数以上は保育士資格が必要。
- ・ 職員が少なすぎる。一時預かり事業などを実施している保育所の場合、子ども数名に対して保育者2名を配置しているのが普通。できれば、1名は正規職員の保育士にしたいという意見が多い。
- ・ 新潟市：0～1歳児：3対1、2歳児：6対1
- ・ 北九州市：1歳児：5対1
- ・ 内閣府令が示した職員配置にとどめるのか、市町村の判断で、少しでも改善するのか。

チェック2：保育従事者

- ・ 内閣府令：「一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者を置かなければならない（22条）」
- ・ 神戸市：保育従事者はすべて保育士
- ・ 札幌市、広島市も同様
- ・ 内閣府令が示したように保育士資格なしでも可とするのか、保育士有資格者で対応するのか。

チェック3：利用対象

- ・ 国の制度では0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）
- ・ 満3歳以降は、一時預かり事業か、4年保育を実施している幼稚園等を探すか。多くの幼稚園は3年保育（満3歳児の4月以降受け入れ）。満3歳になると、その年度末まで、こども誰でも通園制度を利用できない。
- ・ 中野区：3歳児以上でも利用可。
- ・ 練馬区：満3歳になった年の年度末まで利用可能（ただし試行的事業）
- ・ 利用対象者を内閣府令が定めた3歳未満にするのか、3歳になった年度末までにするのか。

チェック4：利用時間

- ・ 国の制度では利用時間の上限月10時間。市町村の判断で10時間を超える受け入

れが可能。

- ・子どもに適切な保育を提供するという視点から、また保護者の育児不安に応えるという視点から見て不十分。

- ・練馬区：48時間（ただし試行的事業）

- ・国が定めた10時間にするのか、地域の実情に応じた時間設定をするのか

チェック5：面積

- ・内閣府令：乳児室の面積は一人につき1.65㎡以上。ほふく室の面積は一人につき3.3㎡以上。

- ・内閣府令：保育室又は遊戯室の面積は、幼児一人につき1.98㎡以上。

- ・中野区：乳児室又はほふく室の面積は一人につき3.3㎡以上。

- ・国が定めた面積か、ゆとりを持った基準にするのか

チェック6：保護者負担

- ・国は保護者負担を1時間当たり300円とし、実際に徴収する額は事業者が決める。

- ・市町村が決め、市町村内統一料金にするところがほぼすべて

- ・育児不安に対応するという趣旨から考えると、利用料金を徴収するのではなく、無料にするのが基本→練馬区：275円

- ・保護者負担を国が定めた300円にするのか、市町村の判断で負担軽減措置をとるのか

チェック7：利用方式、実施方法

- ・国の制度では、利用方式として、定期利用、自由利用。実施方法として、一般型（専用室）、一般型（合同）、余裕活用型

- ・自由利用では適切な保育を提供するのが困難。

- ・市町村が定期利用のみの受け入れと決めるのが望ましい→練馬区：「誰でも通園制度は登録すればどこの園でも使える方式ではなく1人1園という形にする」

- ・一般型（専用室）が基本。一般型（合同）の場合、子どもが一時的に過ごせる場所を確保すべき。

- ・余裕活用型は、適切な保育の提供が難しく、在園児にも負担がかかる危険性があるため望ましくない。

- ・何でもありにするのではなく、基本は定期利用、一般型（専用室）にすべき。

チェック8：広域利用への対応

- ・こども家庭庁：他市町村からの利用は排除できないが、市町村内の子ども優先することは可能。

- ・住んでいる地域での子育て環境改善の一環としてこども誰でも通園制度を位置づけるべき。そのため、里帰り出産などを除き、市町村内の家庭を優先にし、広域利用は限定的にすべき。

- ・市町村内の子ども優先になっているかどうか（広域利用は限定的なものになっているか）。

②一時預かり事業との整理

⑥配慮が必要な子どもへの対応

⑦保育士に新たな負担を発生させない

⑧保育課内にこども誰でも通園制度の担当者を配置すべき

Ⅶ (公立) 保育所で実施する場合の注意事項

①利用方式、実施方法

②保育時間、保育内容の検討

③適切な面談が重要

④こどもの適切な受け入れについて

⑤勤務態勢の整備

Ⅷ おわりに、今後の展望

- ・ 保育制度、政策で重要なのは、最低基準の改善、0～2歳児の無償化、一時預かり事業（こども誰でも通園制度）の拡充、保育士の処遇改善。
- ・ 就労している保護者で、週3日程度、一時預かり事業を利用している方は、通常保育を利用できるようにする。リフレッシュ利用は、一時預かり事業（こども誰でも通園制度）を使う。
- ・ ただし月10時間ではなく、月40時間程度（8時間×週1回、4時間×週2回など）
- ・ 0歳6か月から3歳未満ではなく、0歳3か月から3歳時になった年の年度末まで。
- ・ 0歳～2歳児の保育料無償化とともに、一時預かり事業、こども誰でも通園制度の無償化も求める。
- ・ 子どもの減少、育児休暇の充実が進めば、通常保育の利用者は当分、減り続ける。通常保育の利用者が減り続けるため、最低基準の改善、一時預かり事業（こども誰でも通園制度）の拡充はやる気になれば比較的容易に実現できる。
- ・ 保育所は、通常保育に加え、障害児・配慮の必要な家庭の子どもの保育、保育を必要としない家庭の子どもの保育（0～2歳で家庭で保育されている子ども、育児休暇中の子ども等）に取り組み、保育所の新たな展開を展望すべき。

報告：国基準を上回る「こども誰でも通園制度」試行的実施について

報告者： XXXXXXXXXX（練馬区職員労働組合保育分会元分会長）

1) 2025 年度の試行の実際

▼東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」制度を活用。区の持ち出しはない。

▼区の子ども子育て支援計画の目標は2025 年60 名（1 日あたり定員数）。だが、11 月現在で、21 園で 68 名受け入れ実施。希望者（利用届出数）は 330 名（9 月の情報）だった。

▼実施園の状況

- ・ 私立認可保育園（小規模含む）16 か所、私立幼稚園5 か所。
- ・ 「実施日数」「実施時間」「受け入れ年齢の定員」「給食提供の有無」は事業者任されている。

- ・週に 2～4 日実施、午前中のみ～8 時間 幼稚園はほとんど 2 歳児中心。
- ・区は「支援の必要性が高いと思われる家庭のお子さんを優先する」よう推奨。
- ・余裕活用型（空き枠利用）は 2 園のみ、他は一般型。

区も一般型を推奨。既存の一時預かり事業の定員枠の一部転換や未就園児保育などを活用。

▼事業概要

- 1) 目的：①子どもの良質な生育環境を整備（多様な他者との関わり）②在宅子育て世帯への支援（保護者の負担軽減）
- 2) 対象児童：0 歳 6 か月～2 歳児までの未就園児。練馬区民に限定。
- 3) 利用時間：週 1 回程度、1 日 8 時間まで。月 4 8 時間上限。
- 4) 利用料：1 時間あたり 275 円（給食費は別途）。9 月より無償化。
- 5) 利用者の手続き方法：①区へ利用届出（電子）。保育園などを利用していないことを確認し認定証を交付（メールで）②利用希望施設へ直接申し込め、面談日を決める③利用希望施設と面接・契約書を交わす
*利用施設との事前面談はリモートも可能。複数施設に申し込めるが、利用は 1 園のみ。2 か月以上～通年の定期利用を推奨。
- 6) 一般型の人員配置：最低 2 名配置（保育士は 6 割）0 歳 3 : 1、1、2 歳 6 : 1
- 7) 一般型の面積基準：3, 3 m²（一時預かり事業の基準と同等）
- 8) 運営費補助：利用枠に対する補助あり 1 枠に 5,000 円の補助（月上限 24 万）

2) 2026年度の本格実施に向けて

- ・9 月の区議会にて「練馬区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例」が提出された
- ・条例制定にあたっての基本的考え方は原則として国が示した基準通り
- ・国の基準を上回る基準については「区規則」に委任する
上回る基準（試行時と同様）＝①対象年齢 ②乳児室の面積基準 ③職員配置（保育士 6 割以上）④利用時間 ⑤利用料 ⑥運営費補助
- ・今後、事業者として遵守する運営基準を区の条例で定める
- ・区の子ども子育て支援計画は、2026 年は 150 名（1 日あたり定員数）目標。
- ・総合支援システムは「上回る基準」があると使いにくい。まだ使うかどうかは未定。

▼目黒に学ぶ

当局より「区立直営全園で実施」の提案を受け、組合は当局と交渉する一方で、保育問題協議会メンバーで区議と懇談会を行い、制度の中身を学習。学んだ区議が議会で追及。その結果、試行は直営 1 園で実施に変更。

懇談会に参加した区議の連名で意見書を共同提案した結果、国に対する意見書（「子ども誰でも通園制度」の本格実施にあたり、子どもの最善の利益と保育の

質・安全の保障を求める意見書) が採択された。

条件整備ができなければ、ムリはできない。現場ができることをやる、でなければ死亡事故につながる。

練馬区も、支援が必要な家庭を優先して欲しいと言っているが、把握できているのか？自治体が関与しないと難しいのではないかな？

直接契約は、人を選ぶ。手がかかり、支援が必要な人達に手を差し伸べることができるのか、疑問。

待機児が多い。保育園に入れなくて困っている人が多い。待機児を減らすことが重要。

3) 保育士として考察・・・この制度をどう考えるのか。「子どもの権利条約」に照らして

誰でも通園制度が、現実の保育園の山積している課題解決なく、現場丸投げで保育園に押し付けてきているため、国への不信感はぬぐえなが、理想を言えば、制度の目的の「保育園を利用していない 6 割の乳児を持つ家庭の、育児不安に応え、保護者を支援すること」と「子どもにとって良質な環境を経験させること」は、確かに必要なこと。保育園はこどもの権利実現の場所であり、保護者も親として成長する場所であるから、在宅育児家庭にもその役割を拡大することは必要。

長期的にみて、子どもの権利を実現し、「子育ての伴走者」となる保育園と保育士の存在は、少子化の歯止めとしても果たす役割は大きい。

だが、現実には、慢性的な人員不足であり、直営は、空きスペースがなく、確保できない。子どもの権利実現を本気で考えるならば、条件整備を行って実証すべき。現場の声を届けて、良い物にしていくことが必要。

国や自治体が、真に子どもの権利の実現と保護者支援を考えるなら、保育士が働き続けて専門性を磨き、「子育ての伴走者」としての役割も担うためにも、保育園の基準引き上げと保育士の社会的地位と処遇の向上が求められる。

《感想》

8月に同じ講師の研修を受けたばかりだが、12月議会に条例が出されるため、必要性を感じ受講した。内容は8月と重複しているものが多かったが、出される条例について議員がチェックすべきことが具体的に説明があり、たいへん参考になる研修だった。現場の不安の声も多い中、少しでも保育士や子ども達の負担を軽減し、より子ども達にとって良い保育が提供できるような制度にしなければならない、とあらためて思った。

2025年10月13日
インボイス登録番号： T8011101009038

領収書

日本共産党敦賀市議会議員団 山本貴美子 様

「第79回（オンライン）市町村議会議員研修会
Zoom開催」受講料
山本 貴美子様 参加分
（お申し込みID： 14）

株式会社自治体研究社
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123
電話： 03-3235-5941
FAX： 03-3235-5933
代表取締役 長平 弘

合計 ￥ 23,000円（税込）
うち10%対象 消費税額2,091円

内容	単価（税込）	数量	税率	小計（税込）
第79回（オンライン）市町村議会議員研修会 Zoom開催	¥23,000	1	10%	¥23,000
			合計（税込）	¥23,000
			うち10%対象 消費税額	¥2,091

(参 加 者) 山本 貴美子
(研修開催日) 2025 年 11 月 26 日
(研修先名) 第 79 回市町村議会議員研修会 zoom 開催
 「学校給食の無償化」と「コメ問題・農業政策」の対応を学ぶ

(内 容)

講義：学校給食の「無償化」にどう対応するか--「安心安全な給食」を地産地消とオーガニックから考える--

講師：朝岡 幸彦（白梅学園大学特認教授・東京農工大学名誉教授）

第1章 学校給食「無償化」の理念と政策

- ・給食費の未納は、子どもの貧困のシグナル。給食費の未納は0.9%で、国保税の滞納の1/10。親のモラルと一括りにすると、住民の貧困問題を見落としてしまう。払えない親をそのままにしているのか？自治体が、家庭の貧困を捉える必要がある。
- ・憲法で掲げられている教育の義務は、教育を子どもに受けさせる義務であり、子どもにとっては権利。
- ・公立高校だけでなく、私立高校についても無償化。大学についても、整備されている。入学前の3歳以上の保育園の利用料も無償化。2歳までの子どもも、非課税は無償。
- ・無償と言いながら、公立小学校平均33万6265円。特に給食費が払えない子どもへの対応が問題。設置者である市町村が負担する。
- ・給食費は、物価高騰により年々増えている。小学校4688円、中学校5367円。
- ・学校給食の実施は、設置者の「努力義務」（学校給食法第四条）とされていることや歴史的な経緯等もあり、校長名義の口座（私会計）で管理されてきた。学校ごとに父母から食材費を徴収し、不足分は学校単位で対応。
差額を徴収するのではなく、完全に無償化することが必要。
- ・コロナ前は、小さな自治体のみ。コロナ禍後、全国にひろがった。2026年から政府も無償化を合意。

第2章 学校給食の仕組み

- ・給食調理員は少ない人数、不安定な非正規雇用。大きいほど、効率化を求め少ない人数でやる傾向がある。
- ・無償化を自治体の負担軽減や小さな政府（行政）を実現する好機と考えるのではなく、未来を見すえた持続可能な社会を実現するための未来にひらかれた給食の在り方を考えて実践する好機ととらえたい。

第3章 給食無償化をめぐる国・自治体の動向と想定される問題

《質問に答えて》

問政府は来年度小学校の無償化に踏み切る方向だが、保護者の年負担額は全国一律ではない。おそらく、平均値か平均値の8割の補助では無いかと危惧している。

答現時点（2025年11月25日時点）では、国の学校給食「無償化」の規模や方法の詳細は、明らかになっていないが、政権与党・旧与党の合意であるため、小学校

給食費の保護者が負担する食材費の「無償化」が行われる。補助額は平均給食費（保護者負担の全国平均月4500円）で算定され、超過した場合は保護者が負担する可能性がある。「無償化」である以上、一部補助とはならないよう議会で求めるべき。

問 オーガニック農産物の生産者をどう育てたら良いのか。

答 栃木県小山市で「無償化」を進めようとする約6億円の予算が必要と試算。これを教育予算の枠組みだけで位置づけるのではなく①地域の有機農業の振興予算②地域環境の保全予算（コウノトリ）③子育て支援予算等の枠組みで総合的に位置づける必要がある。国の「無償化」は、環境保全・有機農業振興の好機と捉える。

問 安全安心の給食は、子どもの発達や成長にどのように関わっているか。

答 農水省は「有機農産物が健康によい」と科学的に証明されてはいない、としているが、オーガニック農業の振興は、農産物の付加価値を高め、地域の生物多様性を保障し、そうした環境で子育てしたいと考える世帯を強く惹きつける。科学的な厳密性を待つまでもなく、オーガニック給食が魅力的であることは確か。

特別報告：学校給食への地元食材・有機農産物の提供の取り組み--長野県松川町--

報告者： XXXXXXXXXX（松川町役場産業観光課農業振興係長）

果物の町で、果樹に特化した遊休農地対策をおこなってきたが、離農が増え、おいつかなくなってきた。「地産地消」が長野県の目標よりも低い20%未満の実態の中、農地をもたない人にも、一坪ガーデンとして募集し、学校給食へ提供することを検討した。

令和元年9月に、生産者、学校栄養士、産業観光課で、環境に優しい農産物の提供について相談＆マッチングをおこなった。

令和2年2月 松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会の準備会を開催
学校給食に、有機農産物提供のために、研修会を開催。

8月、生産者が「ゆうき給食とどけ隊」を結成。栄養士、調理師も「ゆうき給食つくり隊」結成。

12月、松川町ゆうきの里を育てよう連絡協議会を発足。

学校給食への食材提供を始めた。数量が足りない時は、町が中に入って調整。

令和4年 給食が「サステナアワード2022」で消費者庁長官省を受賞。

令和5年3月 「松川町オーガニックビレッジ宣言」

4月から、保育園、小中学校の給食費無償。

令和7年1月 食を考え農地を守るフォーラム開催

4月から、参加型農産物認証制度をスタート。地域再生の取り組みとして行っている。

《感想》

学校給食の無償化について、国の動向と自治体での取り組みについてどうあるべきか、また、オーガニック、地産地消の給食について大変関心があったので、参考にしたいと受講しました。

実際に、国が全額負担するわけではなく、全国一律の食材費補助であり、超過する分について保護者負担をどうするかが問われていることがわかり、敦賀市にたいして完全無償化を求めなくてはならない事がわかりました。

オーガニック、地産地消については、生産者の協力が不可欠であり、松川町の取り組みは大変参考になりました。少しでも、敦賀市で取り組める事は無いのか、敦賀市に働きかけるとともに、地元の農家のみなさんとも相談したいと思います。

No.10890756

領収証

日本共産党敦賀市会議員団

発行日 2025 年 10 月 28 日

敦賀市議会 山本 貴美子 様

¥30,000—

但し、第25期自治政策講座 in 東京3 受講料として
上記正に領収いたしました。

自 策
〒
東 8 イマジン第2オフィス
TEL 03-5227-1827 FAX 03-5227-1828

(参 加 者) 山本 貴美子
(研修開催日) 2025 年 10 月 28、29 日
(研修先名) 第 25 期自治体政策講座 in 東京 3
 これからの自治を担う議会--みんなで進める政策づくり--

(内 容)

第 1 講義：監視する視点からの DX 推進とは--目を光らせるポイントは

講師：紺野 卓（日本大学商学部教授）

自治体の監査委員監査は、事業範囲が拡大する中、責任も拡大している。

監査の1番のポイントは、適正な監査基準と同基準に忠実に従うこと。ところが、自治体が不正を行い、住民が住民監査請求をしても監査委員会は適正な判断をせず、その結果、裁判によって住民側が勝訴するケースもある。

総務省の内部統制ガイドランが変わり、委託者責任について明確化された。

監査基準は金融庁企業会計審議会の監査基準を元に、自治体独自で作る。常に公正不偏の態度を保持、精神的、外観的に独立していることが必要。

2016年地方制度調査会の答申で、民間企業で導入されている内部統制制度を、地方公共団体でも制度化することが明記された。内部統制制度とは、事務上の処理ミスや不正が発生しないための対応策を整備・運用する仕組みのこと。答申では、これにより、「議会や住民による監視のための必要な判断材料の提供等の意義」が考えられる、と。2017年6月の地方自治法改正により、2020年4月から、都道府県に内部統制の体制整備が義務付けられ、市町村長には「努力」義務に。

DXや水道の民間委託など大規模な民間委託が進む中、2024年に改訂された「内部統制ガイドライン」には、「委託業務に係る内部統制についての責任は委託者にある」とされたが、一方、「デジタル社会形成基本法」には、「デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら…（略）民間の活力が十分に発揮されるための環境整備」を行う、としている。

DXのリスクはチェックしていくべき。性能発注をし、細かいところまで記していないケースが多いが、遅れた場合の責任追及は充分できる。

ベンダーロックイン（特定のITベンダーの独自技術や製品に依存し、他社製品への乗り換えやシステム刷新が困難になる状態）すると、他の業者に委託することは難しい。あらゆる部分に影響し、長期化する。現場レベルでは難しく、抜け出すには時間が必要。

「正当な注意義務」は時代によって変わる。30年前と今の医者水準は違うし、町医者と大きい病院の医療水準も違う。議会でも、昔は認められた予算が今は認められない、というものもある。

DXが進む中、政府や自治体では、専門人材の不足によって、自治体の内部統制の中核部分を外部人材が担えるようになったため、自治体DX部門のブラックボックス化の可能性は高くなる。監査委員監査の重要性は、より一層高まってきた。

《感想》

監査が機能していない例に、かつての福井県の職員のカラ出張問題が出され、恥ずかしかったです。議会の監視機能の重要性と今後のあり方について考えさせられた研修でした。DXや外部委託が進む中で、敦賀市でも「内部統制制度」について求めて行きたいと思います。

第2講義 コメを守れ・地域を守れ--自治体の食料・農業政策

講師：山田 正彦（元農林水産大臣・弁護士）

世界でも農業者は原則赤字。農産物は生産コストより安い。赤字なのに、なぜ農産物を作り続けることができるのか調べると、8割の収入は国の交付金。アメリカでも、農家収入の4割から5割が所得補償。日本でも農家が食べていけないのは当たり前。

アメリカの大学の研究所で、戦争や大規模な災害が起き、流通が止まった場合、餓死する割合で1番多いのが日本人で、7200万人が餓死するとのデータがある。自給率を高め、食糧備蓄をしていくことは日本にとって大事。コメは余っていると言われてきたが、減反で半分に減ってしまった。これまで、コメの消費が減っていると言われてきたが、4年前から消費が増えコメの生産が消費を下回っている。農水省はデータでわかっていたのに、農家に減反を強いてきた。

どうして日本は米不足に陥っているのか。農水省は、正確にコメの生産を把握していなかった。農水省は、作況指数を2023年、2024年に101と発表していたが、実際には94~95だった。高温の影響やカメムシの発生で、くず米も多く出ていた。

日本の食料自給率は1960年に約80%だったが、現在37%。170万戸の農家が健在であれば、政策を変えれば自給率を80%に持っていける。1960代は、コメ1254万トン、麦類504万トン、大豆42万トン生産されていた。コメを作った後に、麦を作り、大豆を作る。外国も一緒。現在、減反政策で生産量は680万トンにまで落ちている。

アメリカは、長年にわたり日本に強硬に農産物の輸入を迫ってきている。日本人の主食はコメ、麦、大豆。麦と大豆は自給できたのに、政府はアメリカから安く入れてきた。水田を壊すのに毎年750億円の予算を組んでいるのは、アメリカに言われているから。日本は、コメが余っているのに、ミニマムアクセス米として毎年77万トン輸入している。ミニマムアクセス米は、義務ではないので、すぐにやめられる。

農水大臣の時に、個別所得補償制度を作った。1反当たり、15000円出した。二毛作手当も出した。農家は年間17%収入があがった。翌年、政権が変わったら、元に戻って所得が減った。

アメリカでも農家収入の4割が所得補償、ヨーロッパでは8~9割が所得補

償している。日本も欧米の所得補償の半分でもいい、自治体から、農家の声としてあげて欲しい。

種子法が廃止された後、種子条例を作って欲しいと自治体から各都道府県に意見書を出してもらった。それまで、コメ、麦、大豆の種子は主食であり、公共の種子として国が管理してきた。地方の風土に合わせ自治体がつけて農家に安く提供してきたが、政府は公共の種子を廃止し、三井化学のみつひかりを作るよう押し付けてきた。これは、日本人の食糧の権利の侵害。そこで、これまで通り、それぞれの県が、その土地、風土にあったコメ、麦、大豆の優良な種子を農業試験場で作り農家に安く提供する、という種子条例が 35 道県で作られた。政府は、これまで通り、予算を出している。

みつひかりは不良品種だった。そこで、三井化学を刑事告発したところ、検察庁は種苗法違反で罰した。三井化学、住友化学は種子事業から撤退した。私たちが本気で動けば、守ることができる。みなさんが、しっかり見極めて、農家のみなさん、消費者のみなさんと情報を共有しあって、農業を守る、農家を守る方向で動いて頂きたい。

もう一つ必要なのは、食糧備蓄。どこの国も一年分している。中国も 1 年半の備蓄をしている。ところが、日本の備蓄は 1 ヶ月半分。日本も本当は 800 万トンの備蓄が必要。せめて 300 万トン、2 ヶ月半分は必要。大規模の気候変動が会った時に備えるべき。

スイスは憲法に備蓄を盛り込んでいる。高いところで、120%の所得補償をしている。高く、寒いところで、大変な作業。負担もかかるが、120%の所得補償をしながら、農業を続けさせている。

過疎地での農業、漁業は、国土保全、環境保全。農業、漁業は、環境に優しく、そして私たちの食糧を満たしてくれる。これほど良い政策はない。ぜひ、みなさんの自治体でも推奨して欲しい。

コメの卸売り問屋、卸売り組合が政治家に企業献金をし、パーティー券を買うため、政治家はその人の言いなりにならざるを得ない。農水省の天下り先は企業。こうした事情が農業政策を動かしている。企業献金を一切禁止すれば、政治は変わるが、そこまで日本は至っていない。自治体から、意見書、決議書を上げてもらうことが 1 番効果ある。そうすれば、国会も動かざるを得ない。
…質疑応答への回答…

若い人の 6 割が、農業で食べていけるなら農業をやりたいと考えている。新規就農者への支援制度を作り、5 年間月 15 万円支給し喜ばれていたが、大臣を辞めたら無くなった。耕作放棄地を耕作して 3 年間 3 万円支払った。本来 5 年必要。

韓国では、学校給食センター方式でやっていたが、大規模な食中毒が発生した。そこで、学校ごとにやったら良いのではないかと、できたらオーガニックで、と始めた。韓国のオーガニックは、日本の愛農家が勧めて広がった。

韓国では、幼稚園保育園から小中学校、高校まで給食は、無償、有機とすることが条例で定められている。

5つの「ない」がある給食をやっている。農薬がない、放射能がない、抗生剤もない、化学物質もない、遺伝子組み換えのない給食。日本でもオーガニック給食を始めた自治体が増えてきた。

残留農薬、環境ホルモン等が遺伝子を傷つける、どこを傷つけるかわからない。損傷された遺伝子は、次世代に影響を与え、子、孫、ひ孫の世代に発達障害が増えている。だが、オーガニックのものを食べ続けると90%除去できる。デトックスできと、世界でも認められた論文がある。学校給食からオーガニック給食を勧めて頂きたい。

「全国オーガニック給食協議会」があり、自民党も野党も参加した超党派のオーガニック給食議員連盟ができている。

《感想》

所得補償は日本共産党の政策と同じですが、農業を実際にやった経験から所得補償など制度化した講師のお話は大変、共感が持てて、勉強になりました。自治体として独自で取り組む事とあわせ、声をあげていくことの必要性を強調され、地方自治体の役割の大きさを感じました。

また、オーガニック給食についても関心があったので、お聞きできて良かったです。

第3講義：議会や制度の改革の第一歩--政治不信解消へできること

講師：大山 礼子（駒澤大学名誉教授）

地方議会では、「議会不信」「なり手不足」が大きな課題。だが、大規模災害やコロナ禍を経て、住民のニーズを適切に汲み取り、納得感のある合意形成を行う観点から議会が果たす役割は大きい。資源制約を乗り越え、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していくためには、地域の多様な民意を集約し、広い見地から個々の住民の利害や立場の違いを包摂する地域社会のあり方を議論する議会の役割がより重要になっている。

しかし、年齢や性別に偏りがあり、多様性を欠いている。地方議会議員選挙では、無投票当選も増えており、住民の議会に対する関心が低下している。

また、一部に議会としての役割を果たしていない事例や、住民の信頼を損なう行為をする事例もある。議会が十分な役割・責任を果たせるよう役割や責任を自覚することが必要。

なぜ、議会は信頼されないのか？

- ① 遠い存在。自分たちの代表とは思えない→多様な住民の声を代表する。
- ② 政策決定に住民の意見が反映されていない→住民の意見を審議に反映する。
- ③ 何をやっているのか、見えない→住民と情報を共有する。

信頼の回復はなり手不足解消にもつながる。

なぜ、地方議会に多様な議員が必要なのでしょう？

多様な議員の参画によって①政策が変わる②審議が活性化する③住民の信頼が増す。これからの議会では、不利益の分配を議論することも必要となり、過去の「しがらみ」にとらわれない、多様な住民を代表する未来の代表が必要。

多様な地方議会を実現するにはどうすればいいのでしょうか？

多様な地方議会を実現するには、①人材を育てる②立候補を支援する③選挙制度を見直す。女性議員の多い議会は年代や党派も多様化しており、女性の参加拡大を考えることは多様性確保への第一歩。

「女性を排除しているわけではない」という議員が多いが、変化は期待できない。女性自身も古い役割意識にとらわれている場合が多く、背中を押す必要がある。少数の女性が議員になっても、少数派のままでは女性の意見は通りにくい。人材の発掘・育成・支援が必要。また、議会に育児室を設置するなど、女性議員が働きやすい環境作りが求められる。ハラスメントの防止も重要。

選挙制度の改革も論点

都道府県および政令指定都市議会では、選挙区を設置。選挙区ごとの定数にはばらつきが大きい。1人区では当選者が固定化。定数の少ない選挙区では、多様性の確保が困難。少数意見や新しい考えが反映されにくい。

政令指定都市議会を除く市区町村議会では、選挙区を設定せず、大選挙区単記非移譲式制。定数50なのに1人だけ選べと言われても非常に困難で、投票意欲が低下。有権者の1%以下の票でも当選する。地域や各種団体代表の指定席になりがち。

そこで、市区町村議会では「制限連記制」とし、1人だけを選ぶのではなく、定数20の議会では2人、30の議かいでは3人など、複数の候補者を選択できるようにするしくみ。制限連記制を採用すると、女性や若者など平均的議員像とは異なる候補者の票を投じる可能性が高い。候補者のグループ化の進展も期待できる。

多様な人材を議会に送るには、被選挙権の年齢の引き下げ、立候補休暇制度、議員休職制度、立候補制限の緩和、供託金の廃止・引き下げ、居住要件の弾力化など発想の転換も必要。選挙運動の自由化や選挙運動期間の延長も考えるべき。定数増も検討すべき。

住民との関係の再構築

住民の信頼を回復するためには、議会の仕事を理解してもらうことが重要。よい仕事をして、住民に伝わらなければ信頼を得られない。情報「提供」ではなく、「共有」を。

- ・会議録以外の情報を整理し、伝える努力。
- ・通年議会による審議のスケジュール化。
- ・情報共有より政策のサイクルを作る。
- ・住民との協働、争点の明示と目に見える効果が成功へのカギ。フィードバックが重要。例として、長野県飯綱町議会の政策サポーター制度。
- ・デジタルツールの活用も有効。

《感想》

とても共感できる講演でした。あらためて、住民から信頼を回復するための議会の改革の必要性を感じました。

第4講義：議会における政策づくりのポイント--予算・条例・計画にどう向き合うか

講師：磯崎 初仁（中央大学法学部教授・同大学院法学研究科教授）

I 地方議会の機能と政策形成

1、二代表制の考え方

首長と議会がそれぞれ住民から直接選挙により選出され、ともに代表機関。

首長には、リーダーシップ型デモクラシーが期待されている。

議会は議員1人ひとりではなく、合議体として権限を持っている。

少数意見を含め多様な住民の意志を議場というオープンの中で討論によって意思形成をはかる。議会は、熟議型民主主義、熟議デモクラシー。反対語は、多数決型民主主義。最後は多数決だが、プロセスに民主主義の本質があり、議員の役割、機能がある。2つのタイプの民主主義が、車の両輪として自治体運営をおこなっていくのが、二代表制の考え方。

2、議会の機能と改革

議会には、政策形成機能、行政監視機能の2つの機能がある。

有権者が期待しているのは、チェック機能よりも積極的な地域づくり、苦しい暮らしをサポートして欲しいという市民生活につなげる対応。

政策形成と行政監視は車の両輪。行政の監視には、政策の代替案をもって質問・監視する必要がある。代替案をぶつけることで、政策論議ができる。

代替案は、政策形成の中で養われるため、政策形成と行政監視は循環している。

今後の方向としては、議案の提案を待つ諮問型議会から、自ら対応を考える政策形成型議会へ。閉鎖型議会から、市民と一緒に汗を流す協働型議会へ。

議会改革の中で、議会基本条例を作っている議会がふえており、「政策形成機能の強化」「開かれた議会運営」を盛り込んだ条例が多く、実践していただきたい。

2023年地方自治法改正によって、議会の約割が盛り込まれた。

3、地方議会の権限と政策形成機能

II 地方議会の政策形成の強化

1、議員の政策力の強化

2、議員間討議の拡充

3、議会内の政策検討の体制づくり

III 政策形式ごとの審議・作成のポイント

1、自治体計画の審議

計画案のチェック項目

①目標と手段の両方が記載されているか②目標は検証可能なものになっているか、

数値目標がかかっているか③手段は具体的か、財政支出の裏付けはあるか④他の自治体の比較を踏まえているか、当該自治体の強み、弱みを反映しているか⑤総合計画をふまえているか

2、予算案の審議

①予算要求資料（首長査定資料）の提出を求める②予算編成時期に予算編成に関する意見を決定③予算案の審美のポイント（有効性、どこまで役にたつのか。効率性、積算の根拠は適切か）

減額修正は制限なし。増額修正はできるが「長が提出した予算の趣旨を損なう様な増額修正」はできない

3、条例案の審議と作成

条例案の提案は、①議員提案は、議員定数の1/12以上の賛成②委員会提案③首長提案④住民の直接請求（有権者の1/50以上の連署）

条例作りの二本柱…法的検討「適法な条例」と政策的検討「すぐれた条例」。

行政手法を選択して組み合わせる（規制的手法、誘導的手法、支援的手法、調整的手法、計画的手法、実効性確保手法、財源調達手法、協働促進手法）

【補論】議会事務局の施策補佐機能をどうするか

条例作りのプロセス①課題設定②基本設計③詳細設計④事前評価（事務局、法制担当課の職員に協力を得る）⑤住民参加⑥審議・議決

《感想》

議員のみならず、議会としての資質が問われており、行政の監視だけではなく、住民の困りごとをキャッチし、政策提言できる議会にならなければと感じました。

No.0016

2025 年 10 月 28 日

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団 山本貴美子 様

¥10,000 —

但し 2025 年 11 月 5 日開催オンライン地方議員セミナー『保育制度・政策の現状と自治体行政』参加費として

上記金額正に領収いたしました

保 育 研 究

〒162-0837

東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ

Tel. 03-6265-3173 Fax. 03-6265-

代表 村山

(参 加 者) 山本 貴美子
(研修開催日) 2025 年 11 月 5 日
(研修先名) オンライン開催地方議員セミナー
 保育制度・政策の現状と地方自治体行政
 こども誰でも通園制度の本格実施にどう対応するのか

(内 容)

講義 1：保育制度の基本 幼稚園・保育所・認定こども園など

講師：逆井直紀（保育研究所）

1. はじめに

戦後、日本国憲法ができ、幼稚園と保育園は二元的制度としてスタートした。幼稚園は、私立幼稚園は都道府県が所管。都道府県から補助がだされていたため、市区町村はあまり関わりがなかった。

保育園は、両親共働き、災害復旧など、保育を必要とする家庭の乳幼児を預かる施設として機能してきた。児童福祉法によって市町村が保育の実施主体であり、私立保育園は委託をする形で機能してきた。

2000年代に入り、公立保育園の国庫負担金は交付税措置。

2006年、認定こども園制度が発足。幼保連携、保育所型、幼稚園型、地方裁量型など、多様な形態があった。

2. 2015年からスタートした子ども子育て支援新制度

2012年こども・子育て支援法により、幼保連携型こども園が単独の施設として位置づけられ、三元的な仕組みに大きく構造が変えられたが、実際に法律が通って実施されるにあたり大きく変更された。

当初、こども・子育て支援法によって、児童福祉法が一括で変更された。

こども・子育て支援法と一環して提出された総合こども園法は、市町村の責任で実施してきた保育に介護保険の利用の仕組みを導入し、直接契約での利用に変えようとしていた。全ての保育所を、総合こども園に変える法案だったが、保育団体からの反対があり、2012年にこども・子育て支援法が成立するにあたり大きな修正が加えられ、保育の実施責任は復活した。附則の6条で、私立保育所は従来通り、市町村がやるべき保育を変わってやっていただく委託として加わった。

総合こども園法は廃案となり、認定こども園法を改正し、幼保連携型認定こども園を新たな位置づけをし、認定こども園への移行は強制しないと確認され、措置制度が残った。

3. 子ども子育て支援新制度の概要と特徴

児童福祉法24条1項が残り、市町村の責任による保育所保育が維持された。

介護保険のような認定制度が導入された。保育の必要が有る2号認定、3号認定は、市町村に申し込み、利用調整をうける。保育を実施する施設は、新制度の導入にあたり、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育、小規模保育事業、家庭的保育、企業保育など多様な施設が併存する状況が作られた。

給付制度が導入された。

こども一人あたりにいくら必要か、公定価格が決められ、私立保育園には、公定価格を市町村が委託費として全額支払う。

私立保育園以外は、子どもごとの給付費を市町村に請求して代理受領する。利用者負担分は各園での徴収。市町村の役割は、認定と給付費の支払い（代理受領）。保育については、在籍人員に基づいて支払うようになり、維持されているが、保育園以外では、介護保険と同じ利用の仕組みが導入され、公定価格の給付の支払いは、利用があった場合に、支払う出来高払い制。

だれでも通園制度では、そうでない仕組み。こどもが在籍していなければ、運営費の支払いはない。年度当初、ゼロ歳児は定員が埋まらないが、職員は配置していて、人件費を同確保するか、課題。

人件費、事業費、管理費など保育に必要な費用を積み上げて公定価格を決める。人件費は、国家公務員の福祉職の等級で、国家公務員の給与の引き上げがされると、公定価格も引き上がる。

新制度の主な実施主体は市町村。導入の困難があるなかで維持されたことが影響を与えている。

開所日数を増やす、長時間保育が求められている。

また、体制に苦慮しており、処遇改善加算を受けるために膨大な事務量が必要。

社会保障と税の一体改革により、消費税の増税と引き換えに、3歳以上の保育料の無償化が行われたが、保育士の配置基準が完全にできていない。加算対応ではなく、最低基準の改定が必要。

講義2：最近の保育制度・政策の動向--待機児童対策重点政策からの転換

講師：実方伸子（保育研究所）

I. 保育施設をとりまく状況

出生数の動向(推計と実績)では、保育所の入所も待機児童数は減っている。

少子化により、待機児童は減っているが、保育所等利用率は上昇している。女性の就業率は81.9% 特に、幼い子どもがいる母親の就業率が高くなっている。

除外4類型と言って、育児休業中、特定の保育園等のみ希望している者、地方単独事業を利用している者、求職活動を休止している者は待機児童から除外されている。兄弟同じ保育所に通わせたい、育休中も預けたい人も入れると64489人。第5希望まで書いても保育所に入れない地域が今なおあり、隠れ待機児童、潜在的待機児童。

2004年の保育所の運営費が一般財源化されたことで営利法人も増えているが7割が社会福祉法人。

公定価格をあげて欲しい。実態に見合った人件費にあげて欲しい。

物価高で、子ども達の生活に関わる事業費も不十分。

民間保育士の給与があがらない。2015年保育士安すぎると問題になった頃、全産業労働者全体30.4万円、女性24.2万円、保育士21.2万円。2024年度 全産業

労働者全体33万円、女性27.5万円、保育士27万円。改善されたが、6万円の格差がある。

保育士不足であり、2023年の有効求人倍率3.54で、職種1.35倍よりも高い。保育所に空きがあるのに、保育士が揃わず、受け入れできず待機児童に繋がっている。

2023年こども家庭庁が発足し、2023年12月に「こども未来戦略」が出され、配置基準の改善と処遇改善が打ち出された。

ところが、2024.4～ 3歳児、4・5歳児配置基準の改善された、加算対応、期限の定めのない経過措置が付けられた。2025.4～ 1歳児の配置基準の改善が出されたが、加算対応、経験10年以上、処遇改善加算取得、ICT化など条件付きのため、加算もらえない保育園が多い。

こども未来戦略「加速化プラン」で、全ての子ども・子育て世帯を対象に、共働き、子育ての推進を図るとのことだが、経済的支援1.7兆円、全ての子育て世帯への支援1.3兆円、共働き・子育て推進0.6兆円。財源として、社会保障予算の削減であり対立、分断を生み出すもの。

Ⅱ.最近の保育制度・政策の動向

保育政策の新たな方向として、全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取り組みの推進（医療的ケア児、だれでも通園制度）、保育人材の確保、テクノロジーの活用等による業務改善。

地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実と言うが、地域によって状況は違う。保育所の規模の縮小、保育士の配置基準の緩和について議論されることに注意が必要。

こども誰でも通園制度は、地域で考えていく必要がある。具体的に質の高い保育について、説明がない。どのような施策があるのか、現行水準を切り下げない中身を、どうしたら確保できるのか課題。

4月1日の保育所等の利用状況

充足率 都市部90%以上、過疎地75%で差があり、定員割れが大変な問題。

ゼロ歳児は、育児休業制度がすすんでできるが、年度途中に入ってくる子どもに対応するため保育士を確保しておかなくてはならない。保育所の運営を維持するためには、4月1日に子どもがいなくても、保育士を確保する補助をする自治体も増えている。ゆとりをもって保育ができるよう、また、子育てニーズに対応できるようなゆとりを確保した運営を維持をできるようにすることが課題。

国の制度で、改善が必要ようだが、拡充するのをまっているだけでなく、足りない部分を独自ですすめている自治体がある。

保育士の確保対策、離職防止対策、公立施設を拡充、国基準を超える保育士配置への補助、4月当初には子どもは居ないが、年度途中に対応できるように補助することが必要。

講義3：こども誰でも通園制度の2026年度本格実施に向けた課題

講師：岩藤智彦（保育研究所）

こども誰でも通園制度とは、全ての子どもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育ての家庭にたいして、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度。だが、法律では「こども誰でも通園」制度はない。

0～2歳の保育の必要性認定を受けていない未就園児（＝未就労ではない）の保育施設利用制度。0～2歳の保育所等未就園児に「適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該細谷に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業」（児童福祉法第6条の3第23号）とのことだが、本当に行えるのか、疑問。

対象は134万人（2023年度）。0～2歳児 全体の6割。時間換算で見ると、0歳児15～20%で負担が大きい。利用時間は少なくとも、0歳児の60数万人が入ろうとすると事前面談、利用調整が必要となり、負担が大きい。

1時間単位の出来高、利用予約などが総合支援システムを前提。

法制上の問題として、施設・事業と施設・事業利用に対する費用の支払い（給付）の根拠法が別。認可申請があれば、審査をし、基準を満たしていれば、認可をしなければならない。すべての自治体で対応する必要がある。

2026年度以降、乳児等通園支援給付によって給付。全未就園児が給付を受ける権利があり、全ての自治体に実施義務がある。直接・広域利用が原則（他自治体住民の申し込みを拒否できない）。利用時間上限は10時間以上で、内閣府令で定める時間。（2026.2027年度は経過措置あり）。総合支援システムの利用は義務ではないが、利用を前提に制度を構築。

試行的事業で明らかになったこととして、2023年度からモデル事業が始まり、2024年に試行的事業が始まった。こども誰でも通園制度の本格実施を見すえた試行的事業の実施に関する調査研究（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）でアンケートを行ったが、多様な保育促進事業は利用時間上限10時間。認可保育所等質の確保された施設での実施がほとんどで、10時間超の利用者が全体の35.9%。広域利用は行われてない。

保育者「試行的事業を利用するこどもたちの成長・発達を感じることができる」について、そう思う5割、ややそう思う4割 合わせて9割。子どもの様子として、利用を楽しみにしている、全体の6割 嫌がる5%。利用期間が長くなるほど、楽しみにしている子どもが増え、嫌がる事も減っており、必要性やニーズは大きいと分かる。

また、保護者は、自分が自由に使える時間ができた6割、こどもを預けられる人ができた6割、こどもについて新たな気づきを得られた6割。利用時間上限は短いが共通の声だった。

公定価格では事業が成り立たない。

保護者との面談、保護者への助言等の援助など実施する必要があり、通常の保育士配置基準を上回る人員配置が必要。手をあげたら実施をしなければならないが、

利用がなければ補助対象外となるため、運営リスク回避のためにも一定の基礎額が必要。

問題事業者を排除できる基準になっていない。2026年度から多様な実施主体参入の本格化が予想されるが、外形的には認可審査を受け、認可を受けるだけ。那覇市では死亡事故、土浦市でも死亡事故がおきている。国から補助がでることで、認可を受ける事業所が増えるのではないかと危惧される。人員配置基準を満たしていない事業所もある。問題が起きてから発覚する傾向がある。問題がある事業所を排除できる仕組みが必要。広域利用には規制が必要。

国基準・公定価格などの引き上げが求められる。自治体の基準条例、公定価格の上乗せをしている自治体がある。公定価格を途中で変更する事は可能。

必須とされている事前面談、記録作成、事務作業。利用調整などが公定価格では保障されない。

総合支援システムでは、現在の補助基準単価の枠組みに、自治体独自で上乗せができるようになっている。

子どもが来なかったら、安定した雇用、安定した経営ができない。労働条件を守るための独自の支援が必要。定期利用と柔軟利用で単価を変える。他自治体の利用児童に対して上乗せ補助をする必要が無いとの国の考えが示された。

直接契約で自治体の責任が弱まる。委託契約と違って、自治体の関与は弱い。申請が前提のため、社会的弱者が取り残される可能性がある。

柔軟利用：1回ごとに利用施設を変えることは、保育所と安定した関係が築けない。広域利用が問題を引き起こす。柔軟利用の問題について、望ましい利用方法とは言えないとしながら、放置したままでいいのか。自治体と事業所任せ。条例や独自補助、あっせん・要請の枠組みを活用することで規制は可能。

社会的弱者が利用できるようにする工夫が必要。申請ができないと利用できないため、制度を知らない可能性もある。乳児家庭全戸訪問事業や要対協、医療機関など支援者関係者、支援機関への周知など、利用に繋がる仕組みの構築が必要。障がい児が排除されないようあっせん・要請の仕組みの活用だけでなく、公立施設の対応もすべき。

未就園児がこども誰でも通園制度を利用できないということがおこらないよう未就園児の保護者などへの周知が必要。

《感想》

今年度、こども誰でも通園制度について研修を受講するのは3回目で、この間の2回は、自治体問題研究所で同じ講師でしたが、今回、保育研究所主催の研修で、時間も長く、角度が違ったり踏み込んだ内容もあり、より深く学ぶことができました。4月からの開始に向けて、子どもや保育士の負担を軽減するとともに、よりよい制度になるよう市独自の上乗せを求めたいと思います。

2025年12月05日
インボイス登録番号： T8011101009038

領収書

日本共産党敦賀市会議員団 山本貴美子 様

「第80回（オンライン）市町村議会議員研修会
Zoom開催」受講料
山本 貴美子様 参加分
(お申し込みID： 17)

株式会社自治体研究社
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123
電話： 03-3235-5941
FAX： 03-3235-5933
代表取締役 長平 弘

合計 ￥ 15,000円 (税込)
うち10%対象 消費税額1,364円

内容	単価 (税込)	数量	税率	小計 (税込)
第80回（オンライン）市町村議会議員研修会 Zoom開催	¥15,000	1	10%	¥15,000
			合計 (税込)	¥15,000
			うち10%対象 消費税額	¥1,364

(参 加 者) 山本 貴美子

(研修開催日) 2025 年 12 月 17 日

(研修先名) 第 80 回市町村議会議員研修会 zoom 開催

「『指定地域共同活動団体制度』で地方自治体の役割と責任、公共サービスはどうか

(内 容)

講義：指定地域共同活動団体制度にどう取り組む 制度の概要と運用、課題、今後の取り組み

講師：角田 英昭（自治体問題研究所研究員・元神奈川県職員）

はじめに

2024年6月19日、指定地域共同活動団体制度の創設に係る地方自治法の一部改正法が可決・成立し、6月26日に公布、9月26日に施行された。

改正法は、第33次地方制度調査会の答申を踏まえて作成され、地方自治体に対する国の「補充的指示権」とあわせ、指定団体制度が創設された。

施行に当たり総務省から「指定地域共同活動団体制度の運用等に係る考え方について」「同質疑応答集について」が発出。現在、各自治体ではこれらを踏まえて具体的な作業を始めており、既に関連の条例、施行規則を制定した自治体もある。

今後の自治体の行政運営、公共サービスのあり方、地域自治の推進・持続可能なまちづくりに係る重要な問題であり、制度の内容を検証し、運用等のあり方、課題、今後の取り組みについて検討。

1. 第 33 次地制調答申での提言

答申の趣旨は、今後、人口減少や少子高齢化等に伴い様々な課題や資源制約が顕在化し、地域社会や自治体を取り巻く環境が一層厳しくなるため、地域の多様な主体の連携と協働を推進し、住民生活に係る公共サービスの共助による受け皿づくりを進め、それを支援し、これまで自治体が担ってきた役割・機能を地域に委ねていくもので、自治体戦略2040構想等を踏まえ、自治体の「サービス・プロバイダー」から「プラットフォームホーム・ビルダー」への転換、公共私の連携を制度論として提起したもの。

この間、政府は構想を踏まえて自治体の徹底したスリム化、デジタル化、職員の半減化、公務の外部化・民間化を推進。また、行政運営でも新たな公共私の役割分担を提起し、公の撤退(公助限定)、自助、共助、互助を基本とした公共サービス提供の受け皿、担い手づくりを進めている。答申はそれに沿ったものであり、その背景には地方自治から地方統治構造、地方分権から集権化への転換を図る政府の自治体戦略がある。

2. 指定団体制度の法的な枠組みと制度内容

《地方自治法の一部改正による指定団体制度の概要(骨格)》

①市町村は、地域の多様な主体と協力して住民の福祉の増進を図る

②市町村長は、地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を指定でき

る

③指定要件の具体的な内容は条例で定める

④市町村は、団体への支援、団体の求めに応じて調整等を行う

⑤団体に対して行政財産の貸付、随意契約により関連事務の委託が可能となる

法第260条の49第1項「市町村は・・・その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して・・・」、第2項「市町村長は・・・地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体又は当該団体を主たる構成員とする団体であって、次に掲げる要件を備えるものを指定地域共同活動団体として指定できる」

要件は①良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（特定地域共同活動）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること、②民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えていること、③目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

なお、国会では、特定団体だけに支援を行える、自主的に行われてきた団体が排除されるなど懸念があるため付帯決議が付けられ、特例措置も設けられた。

3. 指定団体制度の問題点、課題

《主な論点、課題》

①実質的に住民生活に係る公共サービスの特定の団体による特権的な共助の受け皿（指定団体）づくり、関連事務委託の仕組みづくり。

②指定団体は条例で明確な位置付けがされ、自治体から様々な支援や行政財産の貸付、随意契約の特例措置を受け住民生活に係る公共サービスを担うため、適格性、妥当性が問われる。具体的な要件は自治体ごとに条例で定めるが、指定に相応しい団体が自治体の全地域をカバーできる形できちんと選定、確保されるか。

③指定団体に対する支援について「必要な支援」としか書かれていない。地制調答申では「活動資金の助成、活動拠点や情報共有の場の提供、他団体との連絡調整」等が例示されているが、実際にどのようなものか、見極めが必要。人材の育成・確保について、何の具体策も示されておらず不透明。

④指定団体が行う活動の中身も各自治体が条例で定めるとされているが、具体的にどのような活動が想定されているのか、精査が必要。また、自治体は指定団体に「関連する事務」の委託ができるとしているが、指定団体に委ねる事務の範囲、中身をどう考えているのか、自治体は基本的に何を担うのか、その明確化、検討が必要。

⑤指定団体に対する特例措置は、指定団体への事務委託は随意契約でできるとしたこと、指定団体に民法、借地借家法の規定は適用せず無期限行政財産の貸付ができるとしたこと。こうした優遇措置を特定団体だけに認めることが地域での多様な主体との連携、協働等を図るうえで妥当なのか。指定団体の行政の下請け化や行政との癒着等も懸念される。

⑥適正な実施を確保するためのチェック体制と是正措置。指定団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該活動に対する支援状況の公表、市町村長による活動状況等の報告徴収、条例違反や著しく適正を欠く場合の措置命令や指定取り消し等が定められているが、指定管理者制度等の実態も踏まえ検討が必要。

⑦指定を受けない（受けられない）団体は、これまで通り活動を実施できるのか、「排除」されないか懸念される。政府は「指定はあくまで団体からの申請に基づき行うもの」「団体の自主性は最大限尊重する」と述べているが、制度が実施されれば指定団体が中心となり、市町村から様々な支援や特例を受ける指定団体と格差、分断が生まれる。活動を安定的に実施するために指定団体への申請が迫られ、指定団体との一体化が誘導され、自主的、多様な地域共同活動が阻害されかねない。

⑧指定団体制度ができて、自治体の責務、役割は大きく、体制の充実強化は必須。国会でもその必要性が指摘されたが、政府答弁には自治体そのものの充実、強化策はなく、基本は圏域行政、広域連携、市町村合併の推進、行政のデジタル化への過度の期待。地方創生施策の最重点課題であった合計特殊出生率の向上も2024年度は史上最低の1.15まで下がり、東京一極集中も解消されず、地域は疲弊。地方創生施策、関連交付金（運用等）の抜本的な見直しが必要。

自治体の役割・機能を縮小限定し、スリム化、職員削減を更に進め、これまで行政が直接担ってきた公共サービスを次々に外部化し、自治体の役割・機能を企画・立案、支援、調整等に特化していけば、自治体は地域の課題や住民の切実な要求に的確、迅速に答えられない。大規模災害等にも対処できない。まさに自治体、地方自治のあり方が問われている。

5. 地域の多様な主体の現状と課題

「地域の多様な主体」の対象団体は、地制調答申ではコミュニティ組織、NPO、企業等となっており、地制調では自治会・町内会・その連合組織や認可地縁団体、地域運営組織等が例示されている。その中で、これらの組織や活動の実態について、総務省は「自治会・町内会等の地縁による団体は、昨今、地域の繋がり希薄化から加入率が低下しており、担い手不足により活動の持続可能性の低下が課題になっている」と指摘し、「他方で、地域においては、防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど地域として対応すべきニーズが変化・複雑化する中で、地縁団体や地縁団体の連合組織等が母体となる形で組織され、福祉活動団体や防犯・防災関係団体、老人クラブや子ども関係団体など各種地域団体が参画する『地域運営組織』が地域課題の解決に向けた様々な活動を行っている」と一定の評価をしている。

地域運営組織は国の重点施策であり年々増加。母体となった既存組織は、自治会・町内会が35%、自治会・町内会の連合組織が30%、公民館運営組織10%。構成団体は、自治会・町内会が最も多く、次いで地域福祉団体、地域防犯・防災・交通安全団体等。法人格は持たない任意団体91%、法人格を持つNPO法人3%、認可地縁団体2%で組織的には脆弱。また、人口減少や高齢化等の影響により、担い手となる人材の不足に直面しており、持続的な運営に向けた課題（複数回答）は、「活動の担い手となる人材の不足」79%、「団体の役員・スタッフの高齢化」62%、

「次のリーダーとなる人材の不足」62%。その他では「地域住民の当事者意識の不足」44%、「活動資金の不足」40%も課題。

主な活動内容は、祭り・運動会・音楽会などの運営（71%）、交流事業（70%）、健康づくり・介護予防（63%）、防災活動（62%）、地域の美化・清掃（61%）、高齢者交流サービス（56%）、防犯活動（49%）、生涯学習（47%）。

収入源は、「市区町村からの助成金・交付金等」85%、「構成員からの会費」42%、「寄付金」21%で、市区町村等からの受託事業収入14%も。なお、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄付金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織も46%。

地域運営組織の課題解決に向けて行政側として実施が必要な支援は、「地域活動の中心となる人材の育成」35%、「助成金等の活動資金支援」34%であり、課題も多い。指定団体としての活動、制度を安定的、継続的に運営していくには、こうしたことへの的確な対応が求められる。それが市町村の行う支援の実質的な中身。なお、地域運営組織の設立・運営等に必要な経費は地方交付税措置がある。

6. 指定団体制度の運用等に係る考え方と問題点、課題

総務省は「『指定地域共同活動団体』制度の運用等に係る考え方について」（通知）、「同質疑応答集について」（事務連絡）を出し、制度の趣旨の徹底と推進。

（1）制度運用の原則

「導入するかどうかについては、市町村の判断による」。だが、導入や策定は任意でも、実質的には国の政策・財政誘導等が行われるため、趣旨の徹底が必要。市区町村、議会の責任、判断も問われる。

（2）指定団体の対象及び設定

指定団体について、「地縁による団体等が母体となり、福祉活動団体や老人クラブ・子ども関係団体など各種団体が参画する形態が想定される」としているが、地域運営組織が重点であり、制度の推進に向けて地域運営組織の設置促進と指定団体化が明確に意図されている。

指定団体の設定について規定はないが、制度の作りや類似の自治体独自事例等を勘案すると、自治会など地縁団体の活動を基礎に自治体内に一定のエリアを設け、そこに多様な団体が参加する地域共同活動団体を概ね一つ指定することが想定される。先行例では、学校や地区社会福祉協議会との関連、連携も踏まえてエリア設定しているところもある。

実施に向けて、地域共同活動団体や各種団体の偏在、対応能力の違い等が予測され、自治体全域をカバーできる的確なエリア設定、適切な指定団体の選定、サービス水準の安定的な確保ができるのかが課題。また、この方式であれば地域共同活動を行っている現在の団体の多くは指定されないことになり、排除されかねず、自主的、多様な活動が阻害されかねない。地域共同活動を継続的、安定的に実施しようとするれば、指定団体の構成員として参加するか、そことの連携が求められる。これは実質的には地域共同活動団体の集約化、一体化であり、行政の下請け化に繋がる。

基礎的な支援、情報提供等はどの団体にも等しくなされるべきであり、国会の附

帯決議も「指定地域共同活動団体としての指定の有無にかかわらず、地域住民が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する団体に対し、市町村が十分な支援を行うことができるよう、引き続き適切な財政措置を講ずること」と明記。

指定団体と法人格の関係については、「地域で共同活動を行う団体には、様々な主体が想定されることから、任意団体も指定の対象から排除されることのないように・・・法人格の有無という形式的な要件は設けられていない」としている。しかし、それは実質的には対象団体に任意団体が多いためであり、指定団体の特権的な位置付け、役割等を勘案すれば妥当と言えるのか、事実在即した検証が必要である。

営利企業との関係では、「営利企業については、地域的な共同活動を行うことを本来の目的とするものであるとはいえないため、一般的には『地域的な共同活動を行う団体』には該当せず、指定対象とはならない」が、地縁団体等が基本となる指定団体に構成員として参加できるし、連携の対象にもなっている。今後、その役割の拡大等が浮上してくることが考えられ、特に都市部等では注視が必要である。

(3) 指定団体の指定手続き

指定団体を具体的にどのような手続きで選定するかは法や通知に定めはないが、制度運用上の基礎になるもので、手続き的な民主主義と厳密性が求められる。対象団体の多くは組織的、財政的、人的に脆弱であり、指定に相応しい団体を的確、安定的に選定できるかが問われる。

実務担当課任せではリスクが大きく公平性も問われる。自治体独自の先行例では、団体の指定等を行う場合は、規則等で定めた審議会等に諮問し、その答申を踏まえて行っており、こうした対応が求められる。

指定管理者制度は法に基づいて手続きを条例で定め、基準の設定、選定委員会の設置・審査、議会の議決等を踏まえて実施しているが、制度の本格実施以来18年間で1万4千件以上の指定取り消し等が発生し、過半数の施設が休止・廃止、再編・統合、民間譲渡等に追い込まれている。こうした事実も踏まえて対応すべき。

(4) 指定団体が行う特定地域共同活動

この活動は各市町村が条例で定めるが、その内容は概ね「地域における高齢者等の生活支援や子ども・子育て支援、地域の環境美化活動等」とされ、質疑応答集では参考例がかなり広範囲にわたり示されている。これらの事務事業をどこまで指定団体に委ね、市町村はどんな役割を担うのか精査が必要。住民生活に直結する公共サービスであり、基礎的なものは自治体が原則担うべき。その基準づくりも重要。なお、企業側から行政窓口業務やマイナンバー業務など高度な行政サービスも対象にすべきと提案されているが、市町村の基本的な業務であり、対象にすべきでない。

《参考例》

○生活支援：買い物支援、高齢者の外出支援等○居場所・環境：高齢者や子育て中の保護者が集まる場の提供、子ども食堂、子どもの居場所づくり（学童・学習支援等）、地域の環境美化・清掃、地域集会施設の維持管理、地域行事、地域の文化・スポーツ等の生涯学習等○安心・安全：高齢者への声掛け・見守り、子どもの登下

校時の見守り、防犯パトロール、災害時の連絡・安否確認等

(5) 指定団体に対する市町村の支援と調整

市町村による支援については、「活動資金の助成、情報提供、研修や他団体との交流の機会の提供等」とされ、具体的にどんな中身にしていくか重要。指定団体の対象となる地域共同活動団体の多くの体制は脆弱であり、安定運営、体制確立に向け、助成金・交付金、委託費等の確保、専門職など必要な人材・人員の配置、研修、技術、運営面での助言、情報提供等が不可欠。

市町村による調整については、「住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保を図るためには、指定団体による単独の活動だけではなく、他の地域的な共同活動を行う団体と連携し活動により、地域全体として効率的かつ効果的に生活サービスの提供を行うことが必要である」として、市町村長は指定団体の求めに応じて調整を行い、必要な措置を講じるとしている。

地域共同活動団体相互の連携、活動推進を図る上で市町村長の調整は必要なことであるが、その要請権を指定団体だけに認め、そこを軸とする調整でいいのか、それで円滑にできるのか、その内実が問われる。基本的には調整の申し出は他団体にも認め、各団体が平等の立場で協議し、そので市町村長が総合的に調整を行うべきである。

(6) 指定団体に対する特例

具体的には指定団体に事務事業の委託する場合の随意契約と行政財産の貸付である。これは支援調整と併せて指定団体制度の目玉である。特例を設ける理由は、「市町村の事務と関連する特定地域共同活動を委託することにより当該団体が一体的に行うことで、また、当該団体が行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことで、相乗効果により、効率的かつ効果的に住民の福祉の増進が一層図られるため」とされている。これは実質的には市町村業務との一体化、下請け化、特権化であり、事務事業の委託拡大に繋がる。また、行政財産の貸付は無期限であり、特定団体と行政と癒着、地域での多様な主体の連携と協働を阻害することになりかねない。附帯決議の趣旨等を踏まえて見直すべきである。

実際の活用例としては、質疑応答集で次のようなことが例示されている。

【随意契約による委託】

○地域の美化清掃活動を行う指定団体に対して、市町村が地域内にある公園の維持管理業務を委託して、一体的に地域の環境整備を図る。

○高齢者の健康づくり活動を行う指定団体に対して、市町村が高齢者訪問（見守り）事業を委託して、高齢者支援として一体的に活動を行う。

【行政財産の貸付け】

○市町村の保健センター内の一室を借り受けて、指定団体が高齢者の交流喫茶を開催することで、保健センターに相談に訪れた高齢者が、その足で高齢者交流事業に参加することができる。

(7) 指定団体の適正な運営を確保するための仕組み

指定団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該活動に対する支援の状況の公

表、市町村長による報告徴収、市町村長による措置命令、指定の取消し等が定められているが、専門家や住民、議会によるチェックも必要。指定管理者制度での指定取り消し等の実態もあり、実効ある措置を検討していくべきである。

附帯決議でも、地方議会が一定の役割を担うことも含め、市町村に対して必要な助言を行うこととされている。

(8) 国の財政支援

国の市町村への財政支援は、制度独自のものはなく、「既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同等の措置を講じる」としただけ。関連の施策で政府は「地方創生2・0」を打ち出し、2025年度予算の中で地方創生関連交付金を倍増（2000億円）したが、関耕平氏（島根大学）は「自治体間の対立・分断をおおる競争主義と中央集権化という2つの性格は、『地方創生2・0』においてより強化されたといっている」「地方自治の視点が全くといっていいほど欠落している」「地域住民および地方自治体を、そもそも主体性を持った存在としてみなしてはいない」と指摘し、「地方交付税の充実こそ求められている」と述べている。

7. 自治体独自の取り組み事例

茅ヶ崎市は、地域自治の推進、まちづくりの視点から制度設計。活動の要、コミュニティについて市は地域の自治の担い手として認識し、活動を尊重し支援するとともに、提出された意見、提案等は総合的に検討し、市政に反映させるよう努めると自治基本条例で規定。その上で、地域コミュニティの認定等に関する条例と同施行規則、地域コミュニティ審議会規則を制定し、具体的内容を定めている。

地域コミュニティ審議会は、市長からの諮問に応じて地域コミュニティの認定及び認定取り消しに係る調査審議を行い、活動が適切に行われているか評価検討を行い、その結果を市長に答申又は建議。

認定されたコミュニティは、自治会連合会を基礎に市内12か所で「まちぢから協議会」という名称で活動。市から助成金（運営費25万円、事業費上限200万円）が交付。事務所は地域集会施設に置かれているが専任職員は配置されていない。協議会は区域内の自治会すべてと、地域福祉、文化・芸術・スポーツ、児童・青少年等の団体の参加を認定の要件。

実施事業は、地域の課題を解決するために行う事業で、具体的には福祉、児童・青少年の健全育成、高齢者・障害者福祉、環境、防災、交通安全・防犯事業等。なお、制度について現在、①市長が定める認定区域(学校区との関係)、②地区まちぢから協議会の認定条件(全ての自治会参加を認定要件としていること)、③同協議会への運営費について見直しが行われている。検討結果を踏まえ、条例等の改正予定。

地域運営組織を自治体が独自に条例で位置付け、必要な支援を行い、意見を政策決定に反映させる取り組みは、豊中市、名張市、明石市等で行われている。独自の取り組みは雲南市や新潟市、白石市、佐用町、川西町等で行われている。更に、地域自治区制度については、上越市、恵那市など全国18の市町で実施されている。

8. 指定地域共同活動団体制度の具体的事例

広島市は2022年に「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定し、広

島型地域運営組織「ひろしまLMO」を設立。2025年7月現在、71学区（51%）で設立。地区社会福祉協議会や連合町内会・自治会が中心となり、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など多様な主体と連携しながら小学校区を活動範囲とし、まちづくりの中長期的な計画を定め、区内のすべての住民を対象に地域を代表する組織として地域課題の解決等に向けた様々な活動に取り組んでいる。団体には、市や社会福祉協議会の職員が会議参加や資料作成、助言など継続的な支援を行い、希望に応じて活動拠点も提供。また、財政支援では、「ひろしまLMO設立時助成金」50万円、同運営助成金・人件費300万円(年度上限額)、活動拠点維持管理・運営費、地域課題解決事業への支援300万円、「一括交付金」が市社協から交付されている。

市は2024年2月に条例を策定し、有識者会議を設け、条例づくりを行ってきたが、6月に自治法改正で指定団体制度が創設されるに伴い、「指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」有識者会議に変更し、2025年1月に条例案を提示。条例案は3月議会で可決、成立。併せて条例施行規則も制定、7月1日施行。

多摩市は、2024年11月に市自治推進委員会に「指定地域共同団体制度」の導入の可否を含め諮問され、2025年12月答申に向けて検討。

9. 社会教育、社会福祉分野での動き

社会教育分野では現在、中央教育審議会(以下、中教審)が文部科学大臣からの諮問(2024年6月25日)を受けて、「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」の審議を行っている。

現在、審議は生涯学習分科会の特別部会で行われており、この間は社会教育人材に係る方策が先議されてきた。その中で「地域人材政策の横割り化」ということも提起されており、人材政策での他府省庁との連携が模索されている。具体的には社会教育士や地域おこし協力隊、集落支援員などで、部会長も「地域人材のまさに横連携の中で、他府省庁との連携について文部科学省は積極的に考えている」「決して文部科学省内に閉じない、まさに『地方創生2・0』も言われている中、社会教育士や社会教育人材をどう位置づけるかです」と述べている。

また、関係省庁との政策協議も行われ、総務省からは地域運営組織と社会教育、学校運営協議会等との連携、一体化が提起されている。農林水産省も現在、農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業を推進しており、農村RMOと公民館の連携による地域づくりを積極的に提起している。

社会教育施設のあり方では公民館が焦点になっている。この間、公民館は国の地域戦略、自治体改革の中で、その役割や機能、位置付けの見直しが行われ、公共施設等総合管理計画等とも連動して統廃合・再編、集約化、施設から機能重視、首長部局移管、行政機関化、地域運営組織との一体化が進められてきた。今後、その人材やノウハウ、地域活動の蓄積の活用も含め行政的な位置づけが更に強まり、こうした動きが加速することが危惧されている。その意味では、「住民の自主的な学びを通して地域に自治を育む」という公民館本来の在り方が問われている。こうした動きは社会福祉分野にもあり、現在、社会保障審議会は福祉部会の下に地域共生社会

の在り方検討会議を設置し、「地域共生社会」の実現を目指す取り組みを検討している。その中で、厚生労働省は「地域側のいろいろな取り組みをどう繋げていくか、協働していくかというのは大事な視点だと思っている。…地域運営組織とかと地域共生をどうつなげていくか、総務省さんとも相談させていただいている」と述べている。既に「中間とりまとめ」では、今後の法令上の規定の整備の検討に向けて「地域運営組織や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進するため、調査研究を実施し、モデル事業等に取り組む」と明記している。

このように、総務省（地制調）、文部科学省（中教審）、厚生労働省（社保審）等は、政府の基本的な自治体戦略の下で密接に繋がっており、政策的な擦り合わせも行われている。審議会が急ピッチで進み、答申が提出されれば、それらを踏まえた法改正等が予定されており、注視が必要

10. 新たな制度設計に向けて

現在、各自治体は具体の検討を行っており、関連条例を制定した自治体も。しかし、制度導入の是非も含めて自治体の判断・方針に委ねられており、内容の精査、対象事務の実施状況、地域の実情や関連団体の活動状況、自治体独自の先行事例等も踏まえ、住民、地域、議会で目的や制度のあり方、運用、適用範囲、課題等を十分に検討、検証していくこと。

現在、指定団体制度の導入状況は公表されていないが、恐らく、政府の思惑通りには進んでいない。住民生活に直結する公共サービスであり、安定性、継続性が求められ、全地域・全住民をカバーできるものでなければならない。質的、面的な整備が必要。人材の育成、確保も課題。独自の制度を模索、追及しているところも。

新たな制度設計に向けて、基礎的なことは自治体が直接行うことを基本。かつ住民(団体)の主体的な参加と連携、協働を図り、地域の実情、暮らしの実態を踏まえたきめ細かなサービス、支援を重層的に築き、自治の総量の拡大、質的強化に繋げていくことが重要。そのため、既存の様々な制度や施策、人材も活用し、改善を求め、財源的には地方交付税を措置させていくことが必要。

地方部では住民自治の発展に向けた実践があり、都市部では杉並区、世田谷区のような公共の再生、自治体の役割拡充を目指す取り組みもある。

地方と都市部では状況が異なっており、地域の実情を踏まえて検討することが必要。自治体の方針、検討状況を明らかにさせ、住民、利用者、関係者、研究者、議員等と共同で制度内容の調査・分析、検討を進め、具体の提言、要求を出していくことが急務。

最後に、政権が改憲、戦争する国づくりへ大きく舵を切っている中で、指定団体制度が有事（緊急事態時）になれば、第2次世界大戦中の地方制度改革のように町内会や部落会を市町村の支配下に置き、統制を強めるような仕組みに転化、加担させられる危惧も。地方自治法の一部改正で、指定団体制度が武力衝突、緊急事態等も想定して創設された地方自治体に対する「補充的指示権」と一体的に創設されたことも偶然とは思えない。警戒を強め、注視していくことも必要。

報告：広島型地域運営組織「ひろしまLMO」

報告者：中原ひろみ（広島市議会議員）

◆ 広島指定地域共同活動団体の指定等に関する条例の制定と経緯

自分たちの町は、自分たちで作り守る理念のもと「地域コミュニティ活性化ビジョン」、共助の町づくりに50万円の助成金。だが、市長が交代したら支援が打ち切られると困る、ということで「広島市地域コミュニティ活性化推進条例」を検討していたところ、地方自治法の一部改正があり、2026年9月議会で「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」を制定。

◆ 指定地域共同活動団体「ひろしまLMO」の特徴

①地区・学区社会福祉協議会や連合町内会・自治会が中心となり、地域の各種団体へ参画を呼び掛け、話合いの場を設置。LMOの設立に向け地域の現状・課題の把握に取り組む。

②LMOの設立の意思があるときには、意向表明書を提出。

③LMOづくりに取り組む準備委員会を立ち上げ、組織構成や活動内容を検討し、規約などの指定申請書類の作成に取り組み（提出書類は7つ、難しく市が伴走）、設立総会を開いて地域の承認を受ける。

④総会で承認された指定申請書類の内容を市が確認後「ひろしまLMO」に指定。議会、連合・町内会・自治会の2つが必須。企業も参加。

条例で定める活動16項目。

設立助成50万円（限度額）。

運営助成600万円（限度額）。うち、事務局員300万円、家賃光熱費200万円、地域課題解決に要する経費100万円。

令和4年度400万円 8地区

令和5年度1億6000万円 設立32、運営40 社協強化6人2872万円

令和6年度2億3765万円 設立35、運営61 社協11人6260万円

令和7年度5億2522万円 設立15、運営79 社協13人8467万円

デマンド型タクシーの赤字部分にLMOの100万円を使ってもいいことに。

LMOに参画していない地域から不公平の声。

《感想》

新しい制度であり、敦賀市でもいずれ出てくるのでは無いかと思い受講した。具体的なイメージが湧かず難しく感じたが、今後の参考にしたい。

また、2023年に、嶺南広域行政組合議会で広島市に視察に行った際、乗り合いタクシーの話についても触れられ、地域の自主的な取り組みですごいと思ったが、条例策定前から「地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づいて実施していたことが分かった。

No. 260124-591072

発行日 2026年1月31日

領収書

日本共産党敦賀市会議員団 山本貴美子 様

¥25,000-

但し、第59回「議員の学校」参加費

2026年1月30日 上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人 多摩住民自

〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エス

TEL042-586-7651 FAX042-514-8096



(参 加 者) 山本 貴美子
(研修開催日) 2026 年 1 月 30 日、31 日
(研修先名) 第 59 回議員の学校「財政危機!?」を乗り越える『自治体財政の本質を知り、責任ある政策議論のために!』

(内 容)

集中講義：①自治体財政の基本と財政危機の正体

講師：森裕之（立命館大学政策科学部教授）

- ・ 議会の役割
 予算（財政運営）の決定 税金（公金）の使途や集め方について決定する
 価値（大切なもの）の発展 地域社会の発展のあり方を話し合って決める
 ex.基本的人権（自由、平等、生存など）、平和、環境、健康、文化、美、生物的・社会的弱者の包摂、ダイバーシティの尊重、人と人の繋がりetc.
- ・ 自治体財政の唯一のルール：赤字にしない
- ・ 自治体財政は家計と同じである
- ・ 自治体の黒字には、常識的な黒字と基金の取り崩しによる黒字の2種類ある
- ・ 赤字（財政破綻）と財政危機 基金が底をつけば、自治体は財政破綻する
- ・ 基金の種類は3つ…財政調整基金、減債基金、特定目的基金
- ・ 財政の黒字、赤字の視点 財政にとって赤字は避けなければならないが、黒字が大きいことはよくない
- ・ 一般財源と特定財源があるが、重要なのが「一般財源」（身銭）
 自治体がやりたい施策を実行できる
 一般財源が少なければ、特定財源（国庫支出金、地方債等）が入ってこない
 自治体の財政指標のすべてが一般財源との関係で判断される
- ・ 地方交付税は地方税とセット
 国は各自治体それぞれに応じた一般財源の金額を設定する（基準財政需要額）
 基準財政需要額は、自治体が行っている様々な住民サービスの必要額を国が見積もり、それらを足し合わせた金額
 基準財政需要額に対して自治体の基準財政収入額（≒地方税収）が不足している分を国が地方交付税として交付する
- ・ 課税自主権と地方交付税の関係
 地方交付税は「標準税収入」に基づいて算定される
 超過課税や法定外税によって税収が増加しても、地方交付税が減らされない
- ・ 地方債は住宅ローンと瓜二つ
 借金は決して悪いことではない
 住宅ローンと同じ、世代をまたがった負担の公平さが保たれる
 落とし穴も住宅ローンと同じで、安易に依存しがちになってしまう
 住宅ローン（通常債）と消費者ローン（特例債）は違う
- ・ 財政と歳出の原則

財政全体の原則＝公平性（水平 or 垂直）

「収入の範囲で最大の福祉を実現する」

具体的な要件は2つ

- 1 住民のニーズに合った事業を行っている
- 2 費用が最も少ない

- ・歳出は目的別歳出と性質別歳出の2つ

目的別歳出（目的別経費）

性質別歳出（性質別経費）

※自治体財政の分析にとっては、性質別歳出の方が重要

- ・経常収支比率は最も基本的な指標

- ・健全化判断比率はクリアされていたらよいのか？

経常収支比率と同様に実質公債費比率の高さは財政が当該年度にひっ迫しており、将来負担比率の高さはそれが将来にわたって続くことを含意する

②新年度の地方財政計画と自治体予算への影響

講師：森裕之（立命館大学政策科学部教授）

- ・令和年度地方財政対策のポイント

物価高・官公需の価格転嫁への対応

いわゆる教育無償化への対応

地域未来基金費の創設

防災・減債対策の推進

公営企業の経営基盤の強化

- ・増えている主な歳出

給与関係

物価高による行政経費

公営企業の経費

- ・地方財政計画は予算審査の宝庫

自治体の予算編成の基本プロセス

来年度の一般財源総額見込み（9月）

予算編成方針の通知（10月）

事業部局による予算要求（11月）

財政部局の予算チェックと再査定による予算原案の作成（12月）

予算案の決定（1月）

地方財政計画が反映されているとは限らない

③予算審査をリードする視点・論点・攻めどころ

講師：森裕之（立命館大学政策科学部教授）

- ・予算審査のポイント

財政見通しを持つ（最大のポイントは収支不足）

予算審査では、財政危機にある自治体は財政再建を最優先する。

そこまで至っていない自治体は、地域の将来像を適切に見据えた行財政運営になっているかを診る

令和8年度の地方財政計画における有利な財政措置のある事業を上手く活用しているかどうかのチェックする

自分の関心のある政策分野にターゲットをしぼる。自分の質問のターゲット分野をコロコロと変更しない（徹底的に尋ね続ける）

・予算審査で何を質問するのか

A. 政策提案型（最も良いパターン）…自治体の施策・事業を提案し、行政に予算化・条例化させることを目的とするもの（政策的目的）

B. 責任追及型（政治上のイニシアチブをとりたい）…政治的課題についての責任を追及することを目的とするもの（政治的目的）

C. 自己主張型（最も悪いパターン）…政治的課題についての自らの立場と意見を表明することを目的とするもの（自己主張目的）

・政策提案に必要なポイント

I 現状認識（客観的な把握）

II 問題（理想と現実の差）

III 政策提案

IV 政策の合理性

・事業量（アウトプット）から成果（アウトカム）へ

「住民福祉」は、事業量ではなく成果によってはかれる

・予算審査での心がけ

行政は敵ではない

「役所はきちんとしている」という先入観を捨てる

分かっているふりをしない

自治体や地域の「現状」や「課題」を尋ねるような質問は無意味

優れた質問は「本質的×具体的」なものである

・地方財政計画と今後の自治体

地方財政計画の前提としての人口減少社会

自治体予算の戦略を考える（効果的な歳出削減と有利な予算措置）

・公共施設の統廃合（地域のあり方）・デジタル化 ・子ども・子育て政策

・防災・減災 ・地方公務員の人材育成・人材確保 ・循環型地域経済政策

・自治体間および自治体・事業者等との連携政策

人口減少によって、自治体の財源はひっ迫していく

単なる財政削減は縮小均衡（縮小スパイラル）を引き起こす

行政は行財政改革を先延ばしする傾向を持つ（事業部局vs.財政部局）

住民の代表としての議員は、これから地域をどうしたいのかを真摯に誠実に合理的に考え抜くことが大切である

困難で辛い判断をしなければならない局面は避けられない

議員としてどうあるべきかは各人の判断に委ねられている

実践報告：財政に強い現役議員が語る～予算議会、私ならこう臨む

「地方交付税の素朴な疑問」を考える

報告：伊藤真一（東京都東村山市議会）

1. 財政調整制度の歴史

昭和11年 「臨時町村財政補給金」が誕生 単に課税力の差を調整するもの

昭和15年 自治体の需要額も考慮する「地方分与税」に生まれ変わった

昭和20年 終戦 GHQ が昭和 24 年に招聘したシャウプ氏、地方財政制度を整備。
地方財政平衡交付金制度の導入を提唱

昭和25年 「地方財政平衡交付金」が創設

昭和29年 「地方交付税」制度が創設され現在に至る

昭和30年5月 「穴あき地方財政計画事件」

昭和30年度の地方財政計画において、平衡交付金の考え方に基づく歳出総額と歳入総額の不均衡が露呈し、歳入の不足 140 億円となる前代未聞の計画を作る事件が起きた。歳出の最後に「節約」とマイナス表記して収支のバランスをとった。これがマスコミにリークされ大問題になった。

財政調整制度は自治体間の課税力の差を平準化する考え方から自治体の需要額も加えてその算定を行うべきものまで、創設当初から戦後の制度改正を経て、現在の形に落ち着くまで紆余曲折があった。地方交付税総体の原資となる所得税等、国税の充当比率に沿った税財源と、各自治体の財政需要の不整合は、約 70 年前の混乱を経て今日の形に落ち着いた。

2. 財政課の仕事から地方交付税をみる

昨年12月26日に閣議決定された令和8年度一般会計予算、および地方財政対策によると、地方交付税の総額は20兆2000億円。国会で審議され決定されるが、本日現在、各自治体にそれぞれいくら配分されるかは決まっていない。そこで、どのように自治体に配分されていくのか、市の財政課の仕事の流れから確認する。

普通交付税の算定、決定、交付までの流れ(東村山市財政課の業務を追って)

■ 令和7年8月「次年度地方財政の課題」 総務省 自治財政局財政課から公表
一般財源の見込みを仮試算として公表(国が地方財政計画を作るためのたたき台)

※「令和8年度の地方財政の課題」 総務省 自治財政局財政課

R7.8.29

・地方交付税・市税収入・税外収入 ⇒10 月の予算編成開始の参考

■ 10月 次年度予算編成作業開始

■ 12月 地方財政対策、次年度一般会計予算案 閣議決定、公表

R7.12.26

■ 1 月 地方財政対策に基づき、東京都より地方譲与税・税連動型交付金概算通知

■ 2 月 新年度予算編成完了、予算議案審議へ

■ 2 月 地方財政計画 公表 地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類

※ R7 は 2月4日に 2025 年度地方財政計画が閣議決定、国会審議へ

■ 4月～6月初旬

都道府県(東京都は総務局市町村課)から来る様式の報告書に、普通交付税算定用の基礎数値を入力し、分類ごとに提出。

参考資料① 別紙「普通交付税算定用基礎数値チェック表」(令和 7 年度 東村山市)

■ 7 月下旬 交付額決定通知(総務省より都道府県各所管経由)

・基準財政収入額・基準財政需要額・留保財源・普通地方交付税額が通知される

■実際の資金交付

概算額で 4、6、9、11 月に分割交付

■ その後、再算定が諸事情を背景に行われる ※割り落しの復活あり

特別交付税の算定、決定、交付までの流れ ↑

総額の割合 普通交付税 94←94をオーバーする場合は割り落とし

特別交付税 6

算定要素 普通交付税の対象外のもの

※不交付団体にも交付される

交付月 12 月 災害支援、放射能測定、公立病院事業費 等

災害は発生していなくても予防的にも予算化する

3 月 医療的ケア児支援 等

3. 地方交付税のしくみ

各自治体の地方交付税(普通交付税)は

基準財政需要額 - 基準財政収入額 で算出される

基準財政収入額は、標準的な地方税収入見込額(100%) - 留保財源(25%)

基準財政需要額の算出

歳出各項目の内訳として「測定単位」というデータが定められている。

4. 国が算定する需要額の合理性と地方分権を考える

基準財政需要額と実際の需要額にはギャップを感じる。現行の地方交付税制度は、まず、地方財政対策において総枠が固まり、それを各自治体に配分する過程で、もっともらしい計算式によって交付額が決定していく制度である。地方分権という観点からは、かつての地方分与税や地方財政平衡交付金の考え方は見直されるべきと主張してもよい。

実践報告：財政に強い現役議員が語る～予算議会、私ならこう臨む

神山玄太(山梨県甲府市議会)

○ 予算審査において「自分の質疑が甲府市議会の議決においてどう貢献できるか」意識している。

地方自治法第 96 条 普通地方公共団体の「議会」は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

二 予算を定めること。

三 決算を認定すること。

四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。……以下略

⇒地方自治法は住民の福祉の増進を図るための権限を自治体議会という機関に与えており、議員個人に強い権限を与えているわけではない

つまり、自治体議会が住民の福祉の増進を図るためにその権限を行使するためには、機関としての議会の意思決定が必要

⇒議員は、固有の政治家としての立場と、議会を構成する組織の一部としての立場の二面性をもち、その間で活動している

○ 甲府市議会の政策サイクルの取組を例に

甲府市議会では、各審査日において審査終了後、委員間討議の時間を設け、その日の審査内容について、意見の取りまとめを行う。審査最終日に改めて審査全体におよぶ委員間討議の場をもち、委員会としての意見集約を行う。

決算審査特別委員会においては、翌年度予算編成に審査の結果を反映させる委員会の意見としてまとめ、予算特別委員会では前の決算審査特別委員会において付した委員会の意見がどう反映されているか検討し、予算を執行する上で留意すべき点として委員会の意見をまとめる。

○ 予算議会、私ならこう臨む

- ・ 持続可能な財政運営であるか
- ・ 将来世代へのメッセージを打ち出しているか

① 財政運営を経年比較してみる

大和田一紘、石山雄貴、菊池稔（2021）『五訂版 習うより慣れろの市町村財政分析基礎からステップアップまで』自治体研究社巻末の分析表を用いて経年比較。

② ふるさと納税収入と充当施策

寄付額は令和7年12月末で約90億円（速報値）で、令和7年度一般会計の当初予算の約1割強。

ふるさと納税は2つの視点で審査に臨んでいる。1つはふるさと納税歳入をどの施策に充当するか。もう1点は、財政民主主義の観点から、当初予算においてふるさと納税の歳入額をできる限りの確に見込めるよう審査する。

③ 甲府のまちで生活し続けられるのか

個々の施策に注目して審査することも重要。将来世代に投資をし、甲府市が持続可能なまちづくりを行えているか、予算審査において確認している。

健全に財政運営ができていたとしても、それだけで住みよいまちであるとは限らない。この審査項目については、議員個々がそれぞれの強みを持った政策や事業などをとりあげ審査することで、そのやり取りの中から課題や争点が明らかになり、委員会として課題解決に向けて意見をまとめていくきっかけにもなる。

集中講義：④社会保障関係予算と、どうなる私たちの暮らし

講師：石川満（元日本福祉大学教授・多摩住民自治研究所理事）

ユーラシアグループ2026年世界10大リスク

（2026年1月5日、国際情勢を専門とする米調査会社）

首位に「米国の政治革命」を挙げた。汚職の調査など権力を監視する機能をトランプ米大統領が解体し、自らが政治的に運用することへの警戒感を示した。

このような世界10大リスクの中で、日本はどうしていくのか？

2025年の世界幸福度ランキングで、日本は55位。

・増えない所得、苦しさを増す国民生活・物価の高騰・物価に追いつかない賃金（増えない実質賃金）・続く円安・低成長が続く国内総生産・非正規労働者の増加（低成長の大きな原因のひとつ）・止まらない少子高齢化、増える一人暮らしや認知症の高齢者・増え続ける社会保障関係給付費・不足する医療介護福祉の人材確保
財務省「財政とは」…私たちが健康で豊かな生活を送るためには、国や地方公共団体がさまざまな公共施設や公的サービスを提供していく必要がある。そのために税金などのお金を集めて管理し、必要なお金を支払っていく活動を財政という。財政の機能として「資源配分」、「所得の再分配」、「景気調整」がある。

2026(令和8)年度政府予算案

・2025年12月26日に閣議決定。

・財務省主計局資料「我が国の財政事情」（令和8年度予算政府案）、令和8年度予算概算要求のポイントから、この報告に関係する主要な資料を見る。

どうする社会保障改革

- ・総選挙後の社会保障国民会議の議論を注視していく必要がある。
- ・給付付税額控除はどのような内容になるのだろうか。
- ・抜本的な社会保障財源の確保をしない限り、常に社会保障給付費の削減策が検討される。
- ・法人税控除の見直し、金融所得課税の強化、高額所得者の税率見直しが必要。これらを実施したうえで、消費税の増税も避けては通れない。
- ・非正規労働者を減らす・給与格差を縮小するなどの取組が必要。
- ・企業の内部留保を労働配分する取り組みも必要。
- ・（国民年金）基礎年金だけでは生活できないという問題の解消が必要。
- ・子どもの貧困をなくす、こども世帯への投資を増やす取り組みを求める。
- ・地方自治体は社会保障の問題は「国の問題」と責任逃れをせずに、それぞれの地域特性を踏まえた社会保障関連施策を講じてほしい。

《感想》

森教授の財政の研修は、これまで何度も受講しているが、今回、3講義連続ということで、より深く学ぶことができた。

実践報告では、議員として予算の審査にのぞむ姿勢に新しい気づきをいただいた。社会保障関係予算について、改選後の国の動向を注視するとともに、敦賀市独自の施策を提案していきたいと思った。

2026年02月24日

インボイス登録番号： T8011101009038

領収書

日本共産党敦賀市会議員団 山本貴美子 様

「第83回（オンライン）市町村議会議員研修会
Zoom開催」受講料
山本 貴美子様 参加分
(お申し込みID： 6)

株式会社自治体研究社
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123
電話： 03-3235-5941
FAX： 03-3235-5933
代表取締役 長平 弘

合計 ￥ 15,000円（税込）
うち10%対象 消費税額1,364円

内容	単価（税込）	数量	税率	小計（税込）
第83回（オンライン）市町村議会議員研修会 Zoom開催	¥15,000	1	10%	¥15,000
			合計（税込）	¥15,000
			うち10%対象 消費税額	¥1,364

(参 加 者) 山本 貴美子
(研修開催日) 2026 年 3 月 26 日
(研修先名) 第 83 回市町村議会議員研修会 zoom 開催
 上下水道の老朽化対策と官民連携・広域化を考える

(内 容)

研修テーマ：上下水道の老朽化対策と官民連携・広域化を考える

講師：森裕之（立命館大学政策科学部教授）

1. 上下水道事業の現状と課題：老朽化対策を中心に

(1) 水道事業の現状

水道普及率98.2%、収支状況(2024年度決算) 赤字事業385 (22%)、前年度から赤字事業比率増加

(2) 下水道事業の現状

汚水処理人口普及率93.3% (2023年度末)、収支状況 (2024年度決算) 赤字事業717 (20%)、前年度から赤字事業数は増加

(3) 上下水道の危機とその要因

①上下水道の危機の進行

施設の老朽化に伴う事故リスク増のなかで管路更新があまり進まず、施設の老朽化・更新費用の増大、人口減少による需要水量減少・収入減により経営悪化。自治体職員体制の弱体化と事業の持続可能性へのリスクの増大している。

②上下水道の危機の根本的な要因

合併処理浄化槽が適する中山間地域まで計画拡大など、排水処理施設に関する公共下水道・集落排水の行きすぎた推進や、人口増を前提とした大型ダム開発と長距離導水管の整備の負担増。国の財源保障の不十分さと独立採算制に限界があり、公務・公共サービスの「産業化」推進に伴う公営企業の空洞化が上下水道に対する公共責任を果たす能力を削ぐ。

(4) 上下水道における老朽化対策の推進

・計画的な施設の更新等、リスク評価等優先順位付けによる修繕・改築（長寿命化・更新）計画の策定。

- ・DXを活用した管路の点検・調査（人工衛星・AI・ドローン）の推進
- ・上下水道管路の耐震化の推進
- ・全国特別重点調査にもとづき必要とされる下水道管路の修繕への地方財政措置
- ・社会的影響の大きい上下水道管路の更新・冗長性の確保（連絡管・複線化等）

(5) 上下水道における老朽化対策の課題

- ・施設の老朽化とリスクに対する的確な把握と対策の優先順位付けが不可欠
- ・組織・人員体制の確保、国の財源支援が不可欠

2. 上下水道事業財政の仕組みと経営基盤強化の方策

(2) 水道事業会計の仕組みと特徴

- ・独立採算の原則とその例外

- ・繰出基準内の繰出
 - ・繰出基準外の繰出については、自治体の独自の判断において実施
 - ・上水道事業は、地方公営企業法の適用で、建設改良に対する一般会計からの繰出への財政措置は基本的にないが、簡易水道事業は、地方公営企業法当然適用の対象外。建設改良に対する一般会計からの繰出への財政措置あり
 - ・自然条件等により建設改良費が割高になり資本費が高額となる事業について、料金格差是正のため高資本費対策費の一般会計からの繰出、および交付税措置
- (3) 下水道事業会計の仕組み
- ・公営企業として、その事業による収入で経費を賄う独立採算の原則が適用
 - ・雨水公費、汚水私費の原則を基本としながら例外あり
- (5) 上下水道における官民連携の推進
- ・水道事業における官民連携への財政支援
 - ウォーターPPP導入経費への定額補助
 - 水道管路緊急改善事業における財政優遇措置
 - ・下水道事業における官民連携への財政支援
 - ウォーターPPP導入検討費への定額補助
 - 社会資本整備総合交付金等における財政優遇措置
 - コンセッション方式内の改築等整備費用への重点配分
 - ・上下水道一体でのウォーターPPP内の改築等整備費用への重点配分
 - 2027年度から、ウォーターPPP導入済が污水管の改築への国費の条件

3. 水道料金・下水道使用料値上げ問題をどうするか

- (1) 水道料金算定の仕組み
- ・水道ビジョン⇒経営戦略⇒3年後から5年後までの期間について投資・財政計画および管理計画をもとに収支を試算、料金水準を算定
 - ・料金水準は「総括原価方式」によって算定
 - 総括原価＝営業費用＋資本費用－控除収益
- (2) 水道料金・下水道使用料引き上げの動向と背景
- ・独立採算制の原則と総括原価方式を前提に投資・財政計画をもとに料金引き上げ
 - ・背景は、耐震化を含む今後の施設の維持管理・更新費用の増大、エネルギー・物価高騰にともなう資材費・動力費の増大、人件費の増大、今後の投資財源に必要な水準以下の現行の料金水準、根本問題とし国の財源保障の弱さがあり、更に、簡易水道事業の統合や独立採算制の徹底なども影響している。
- (3) 水道料金の引き上げを見直すための方策について
- ①水道料金・下水道使用料設定について、投資・財政計画が妥当かみる必要がある。そのためには、直営の職員によって維持管理・修繕の現場を把握し続けることが重要。
 - ②企業債を増発すればその分、当面の補填財源を減らせる。ただし、収入増が見込めないなかで企業債を増発すれば企業債残高が拡大することに留意。
 - ③繰出基準外の繰入についても独自ルールを位置づける（農業集落排水事業に関す

る独自の繰出ルールなど)

④一般会計からの出資金を増資

⑤都道府県は、単独事業による市町村への補助を位置づける

(3) 物価高騰下の水道料金・下水道使用料引き上げ問題

水道料金・下水道使用料の大幅な引き上げは物価高騰対策に逆行し、住民生活の悪化を招く。独立採算の原則から経常損失を回避するための料金引き上げは一定の根拠があるが、上下水道が住民生活の最重要なインフラという位置づけに立ち、条件不利地域の不利性を補正、一般会計からの繰入や出資を拡充、企業債発行を増やすなどし、その分、料金値上げを抑制することは可能。

また、DX等を活用し、効果的・効率的な管路の維持管理・更新等を工夫する必要。国の重点支援交付金の活用も考慮する。

4. ウォーターPPPにどう対応するか

(1) ウォーターPPPの概要と問題点

①国のPPP/PFI推進

- ・ 目的は、公共サービスの産業化による経済成長と行財政の合理化。
- ・ 2009年にPFI法が制定されたが、あまり進まなかった。2015年、民間資金等活用事業推進会議で「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」が決定され、2016年に「手引き」を作成。
- ・ 人口10万人以上の自治体に対し、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれるPPP/PFIの導入に関する民間提案があった場合に、検討した上で適切な提案は採用することが要件化。

②上下水道事業におけるコンセッション方式の推進

- ・ 2018年の水道法改正において、「水道施設運営権の設定の許可」が導入。
- ・ 人口20万人以上の自治体が下水処理場施設の改築事業（1件あたり事業費10億円以上）を実施する際にコンセッション方式導入の検討が要件化。

③ウォーターPPPの推進

- ・ ウォーターPPP は、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式の総称。管理・更新一体マネジメント方式は、水道・下水道・工業用水道をコンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式で、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。複数年度・複数業務による民間委託（レベル1～3）とコンセッション方式（レベル4）の間に位置することからレベル3.5とも呼ばれる。
- ・ 2023年6月2日に開催された第19回民間資金等活用事業推進会議（PFI推進会議）で、PPP/PFI推進アクションプラン（2023年改定版）が決定され「ウォーターPPP」が盛り込まれた。
- ・ 下水道分野では、2026年度までに6件のコンセッション方式の具体化、2031年度までに100件のウォーターPPPの具体化を狙う。
- ・ 2024年6月3日に決定されたPPP/PFI推進アクションプラン（2024年改定版）では、分野横断型・広域型ウォーターPPPの形成促進が盛り込まれた。

・ 管理・更新一体マネジメント方式の要件として次の4点

- i 長期契約であり、契約期間は原則10年
- ii 性能発注を原則。ただし、管路については仕様発注から開始し、段階的に性能発注に移行していくことも可能。
- iii 維持管理と更新の一体マネジメント。維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」
- iv プロフィットシェアの仕組みを導入。ただし、更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用すればよい。

④ウォーターPPPの問題点

・ 官民連携のあり方によっては公共部門の責任を果たすことができない事態に陥るおそれがある

・ 公共責任の観点からみた管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の問題点・課題

- i 10年間の包括業務委託契約により自治体職員が管理業務から撤退することで、自治体行政として公共責任を果たす業務が維持できるか問われる。
- ii 自治体の災害対応の指揮命令系統から外れる民間事業者との連携・協力が十分に機能するのか。
- iii 水道や下水道における住民自治をどう確保するか。民間事業者（SPC）に対する住民統制は行政によるモニタリング等をつうじての間接的な統制に止まることから、水道事業や下水道事業が住民から遠いものとなってしまう。
- iv 契約期間終了後に直営に戻すことが実際上困難で、実質的にコンセッション方式（レベル4.0）への「片道切符」。コンセッション方式となれば10年から20年の契約での運営権の譲渡となり、民間事業者への依存がさらに深まるため、契約終了後に直営に戻すことはきわめて困難。
- v 上下水道の広域化と合わせてウォーターPPPが推進されることにより、市町村自治の空洞化と、ウォーターPPPによる公共部門の空洞化の二重の空洞化が進行するおそれ。

（2）水道事業における多様な官民連携と広域連携の事例

● SPC（特別目的会社）＝PFI 事業を行う目的で設立される会社

・ 水道事業体は、選定された PFI 事業者と基本協定を締結し、選定された PFI 事業者は、PFI 受託事業会社（SPC:特別目的会社）を設立する。水道事業体は、SPC との間で事業契約を締結する。その他、水道事業体と融資金融機関等、融資金融機関等と PFI 事業者など関係者間における「協定等の締結等」を行う。

・ SPC は、契約に基づき「事業の実施」にあたる。水道事業体は、事業の適正な実施を「監視（モニタリング）」する。

・ 「事業の終了」時、財産は契約により移転あるいは処分される。また、SPC は、契約に基づいて解散する。

● 公民共同企業体（第3セクター）

・ 出資割合により、公営企業に準ずるものと、民間主導のものがある

(3) 整理・分析

- i) 水道事業における公共性の維持・継続
- ii) 県・大都市などによる水道事業の補完
- iii) 官民連携における多様なアクターと公共性
- iv) 水道事業と公務員

5. 国交省「上下水道政策の基本的なあり方検討会」のまとめをどうみるか

○第一次取りまとめと第二次取りまとめの問題点と課題

・「第二次取りまとめ」が施設老朽化対策や耐震化への国の重点的な財政支援を位置づけた点や、上下水道における分散型システムを位置づけたこと自体は評価

(1) 複数自治体による上下水道の事業運営の一体化を進めることによる上からの統合の押しつけは市町村の「水の自治」を掘り崩すもの

(2) 事業運営の広域化と合わせて「官民連携の広域化」が推進され、特にウォーターPPPが位置づけられる方向性は上下水道の公共性への不可逆的な毀損につながるおそれ

(3) 分散型システムの対象外の中小規模の水道、下水道はベストミックスの名のもとに広域化された事業運営主体によって施設の集約化が推進されることにより市町村の水道・下水道事業の独自性を奪うことに

(4) 水道の分散型システムに関しては、個別補助事業等の創設などが打ち出されているが、小規模未規制水道や簡易水道といった条件不利地域の水道に対して、ナショナルミニマムの確保の観点とともに集落等における単独システムの合理性の観点から、単独システムに対する国による十分な財源保障が求められる

(5) 下水道に関して、既整備地域における分散型への転換については、ナショナルミニマムの確保の観点から国による十分な財源保障が必要

まとめ

・上下水道の危機（施設老朽化と事故リスク増大、組織体制弱体化、経営悪化、住民負担増）はますます深刻化

・施設の老朽化とリスク（特に管路）に対する的確な把握と対策の優先順位付けが不可欠

・水道料金・下水道使用料の値上げ問題に対しては、前提となる投資・財政計画の妥当性を問うとともに、一般会計からの基準外繰出、一般会計出資金および企業債等の活用を十分に検討する必要がある

・公共性の高いインフラに対する資本費への国の財源保障が求められる

・エネルギー・物価高・労務費高騰に対して、受益者負担原則を超えて水道料金等の住民負担軽減が必要

・経営においては、公共性を担保するためには、できる限り「直営＋個別委託」を維持することが望ましい。やむを得ず包括委託をとる場合でもウォーターPPPに移行すれば後戻りできないおそれ

・直営職員の技術職の育成・確保：職務給や手当などで給与を優遇することも必要ではないか。仕事・職務の範囲を水道事業だけでなく、地域の「水循環」・環境の担

い手として位置づけることが仕事のやりがいや公務員としての「自律的責任」(良心)や専門家の責任の自覚・涵養に役立つのではないか。

- ・官民連携：委託期間は3～5年の契約、包括委託などでは議会が関与する指定管理者制度の活用、SPCは自治体が出資する公民共同企業体(第3セクターは必ずしも悪くない)を形成して、自治体職員派遣では重要な管理職(総務や企画、業務など)ポストに就く。

- ・広域化の範囲：近隣や流域単位で一部事務組合などの組織化。

- ・住民自治の立場から、上下水道の不可欠さを実感し、水道事業の会計・設備の現状や地域の水循環について知らせる広報・広聴の充実が求められる。

報告：上下水道の老朽化～その実態と影響等について～

報告者：■■■■ (元滋賀県職員、滋賀自治体問題研究所)

1, 日本における上下水道の歴史

2, 上下水道の種類と課題

1 水道の種類

- ・上水道事業 計画給水人口が5,001人以上のもの

- ・簡易水道事業 計画給水人口が101人以上5,000人以下のもの

- ・水道用水供給事業 他の水道事業者に対して、(浄水された水)を供給する事業で、原則として都道府県が経営

- ・専用水道 自己水源を持ち、特定の者に給水する水道のうち、給水人口や給水量が一定の基準(例：居住者101人以上、または一日最大給水量20m³など)で、工場、学校など

- ・簡易専用水道 水道事業から供給される水のみを水源とし、受水槽(貯水槽)の容量が10m³を超える給水設備

2 下水道の種類

2-1 排除方式

汚水と雨水を一緒に流す合流式と別々に流す分流式

2-2 下水道法上の下水道

(1) 公共下水道 処理場を持つ単独公共下水道、流域下水道に接続する流域関連公共下水道、特定環境保全公共下水道：(分流式の場合は雨水管は別途整備)

(2) 流域下水道 複数の市町村にまたがる広域的な下水道。市町村が整備する流域関連公共下水道と都道府県が整備する幹線管渠と処理場で構成。

(3) その他 特定公共下水道、都市下水路

※河川と下水道の整備区分 2km²未満を下水道が分担

※下水道類似施設 農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽など

2-3 上下水道のシステム概要

水道は圧力管であるのに対し、下水道は自然流下方式を基本としている。

2-4 上下水道が直面している課題

①人口減少、節水などによる使用水量減 → 経営問題に

②施設の老朽化と更新費用の増大 → 経営問題、人為的災害リスクに

③人材の不足（技術職員）と技術継承 → 膨大な施設の管理ができなくなる恐れ

④防災、災害対応

⑤その他

2-5 （国の）主な対応策

広域化・共同化の推進、ストックマネジメントの推進、官民連携（PPP/PFI）の推進など

3. 上下水道の老朽化～管路を中心に～

1 上水道管

（1）主な管種

①金属管（導水・送水管（幹線）に用いられる）

ダクタイル鋳鉄管…小口径から大口径まで幅広く利用される主流な管種

鋼管…橋梁添架、河川・鉄道の横断、高水圧が予想される大口径の導水・送水管に

②非金属管（配水管や給水管で利用）

硬質塩化ビニル管（VP）…小口径の最も多く利用、安価

ポリエチレン管（PE）…柔軟性に富みVPのように割れない。地震に強い。

（2）老朽化の機構

①金属管…水道水中の酸素や残留塩素による内面腐食、土壌成分、迷走電流などによる外面腐食→管厚が薄くなり破裂 振動などによる金属疲労→亀裂や破損

②非金属管（VP）…物理的な劣化と外的要因による損傷が主な老朽化の原因（経年劣化、接着接合部の劣化、ゴム輪（パッキン）の劣化、鋭利な石等による損傷、不均等な土圧

（3）水道管の老朽化対策

金属管…モルタルやエポキシ樹脂等による内面のライニング。外面塗装。

土壌の水分や腐食性成分、迷走電流などが管外面を侵食するのを防ぐ防食塗装等
塩ビ管の対策…PE管への布設替え、接手部の改善、施工の改善等

※老朽化の進行に対して対策が追いついていないのが現状

監視の強化

管内カメラ（断水が必要）、弾性波探査など ← 大変な労力

近年、人工衛星を使った漏水箇所のスクリーニングが注目

劣化予測式等による更新優先度の決定

たとえば、特定の管路区間における単位期間当たりの予測破損件数を、経過年数、土壌腐食性、管種、口径、材質などで表す。←データの蓄積が必要

2 下水道管

（1）主な管種

①開削工法で用いられるもの

鉄筋コンクリート管（通称ヒューム管）、VP管、PE管

②推進工法で用いられるもの

鋼製推進管、FRPM管、ダクタイル鋳鉄管、鉄筋コンクリート管

③シールド工法（シールドマシンで掘削しながら、管渠を築造）

※工法、管種の採用は、用途、埋設深さ、経済性、土質などの施工条件によって決定される。

(2) 老朽化の機構

基本的な老化機構は上水道管と同じだが、下水道特有の老朽化の機構がある。

4. まとめ

- ①水道と下水道では整備のピークが異なり自治体によって差があるが、いずれも集中的な整備が行われており、これから老朽化のピークを迎える自治体が多い。
- ②八潮市における陥没事故は、点検が困難な地下空間での問題が顕在化した。ここまで老朽化が進んでいない箇所でも、地震時などで通常以上の外力が加わった時に事故が発生する恐れがある。
- ③ストックマネジメントは必要な管理手法であるが、管渠の耐用年数は、水道管では管種によらず40年、下水道管は50年とされ、ストックマネジメントでは、その1.5倍を管理目標年とされている。しかし、40年、50年というのは、減価償却を行う経営上の年数であり、多様な管種、設置環境などの条件を加味した科学的な評価手法の導入が必要である。
- ④管路以外に浄水場、下水処理場等には固有の老朽化問題がある。
- ⑤老朽化対応は、経営と人員確保に関わる問題でもある。

《感想》

ウォーターPPPは、敦賀でも進められており、老朽化についても課題となっているため受講した。上水道、下水道の歴史や、管についてなど、あらためて学ぶ機会となって、知識が深まった。敦賀市でも簡易水道や集落排水を統合したことで負担が増え、使用料、利用料の値上げに繋がっている。この問題についても、あらためて確信となる研修だった。ただ、専門用語が多く、3回、配信を受講したが理解が難しいところもあった。また、官民連携にいろいろな形があることなど知り、具体的な事例も紹介されていたので、参考にし、今後も学び直しをしていきたいと思う。

費 報 広

①

領 収 書

No. _____

日本共産党 敦賀市会議員団

山本貴美子

様

令和 7 年 5 月 29 日

¥

55,575

但 日報 106号 15,000枚

上記金額正に領収いたしました



山幸印刷製 限会社

〒914-0062 敦賀市 3
TEL 9
FAX (0770) 23-7807

取扱者

領 収 証

令和 7 年 5 月 29 日

日本共産党 敦賀市会議員団 殿

〔山本貴美子〕
議会報告 No. 106

収 入
印 紙

金額	百	千	円
428875			

5/5 福井・朝日・毎日新聞
ただし B4 7500 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 24,750 円

配送仕分け
管理料 1,500 円

合 計 26,250 円

消 費 税
(10%) 2,625 円

株式会社 福井新聞

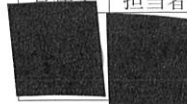
登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

責任者 担当者



領 収 方 法							
内 訳	現金						
	小切手						
	振 込						

②

③

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団

山本 貴美子

様

No. _____

金 額

¥4950 -

内 訳

現 金

小切手

手 形

消費税額等(10%) 450

コクヨ ウケ-92

但 払込料 5/25 @ 1500枚 NO. 106 読売新聞 議会便り

R7 年 5 月 29 日 上記正に領収いたしました

〒914-0056

福井県敦賀市津内町2丁目13番10

有限会社メディアノア

取締役 熊谷 慎也

TEL (0770) 22-2178

収入印紙

領 収 証

令和

7 年 5 月 30 日

山本 貴美子

日本共産党敦賀市会議員団

様

領収金額

(消費税含む)

¥

7 1 3 2 0 0

但し

上記の金額正に領収いたしました

議会便り No 100 4000枚

内訳:

現 金	
小切手	

折り込み広告料金	折り込み日
中日新聞・県民福井・産経新聞	7/7 朝刊入れ
新聞購読料	内 訳
中日・中ス・県民・産経 サンスポ・スポニチ	年 月分新聞代金

株式会社 中

福井県
電 話
F A X

総局

番28号
33
33

収 入

印 紙

係 印

この領収書は旧元号を訂正して使用しております

④

こんにちは！

日本共産党敦賀市会議員団

2025年5月 No.106

山本 美子 様



発行・編集責任：山本貴美子（日本共産党敦賀市会議員団） 住所：敦賀市白銀町4-10 ☎ 23-2186 ※この広報紙は、一部、政務活動費で発行しています。

3月議会

高齢者の带状疱疹ワクチンが定期接種化で半額に

※1 市民の願いが実現しました

- 高校生まで医療費を病院の窓口で無料
- 子ども食堂やフリースクールに支援
- 「こどもの国」の屋内施設リニューアル
- 带状疱疹ワクチンが定期接種に

65歳以上の带状疱疹ワクチンが定期接種化され、個人負担が、2回必要な組換えワクチンは1回20,000円から10,800円に、1回で良い生ワクチンも6,000円から4,200円に軽減されます。

50件の議案に賛成

3月議会に、58件の議案が上程されました。

日本共産党議員団は、敦賀駅東口駐車場の「入庫から30分まで無料」を、「1時間まで無料」に延長する議案など50件に賛成し、全会一致で可決しました。

優先すべきは、市民の福祉、暮らし応援

令和7年度当初予算には、これまで市民団体や日本共産党議員団が、市民の切実な願いとして求めて

きたものが事業化されました（※1参照）。

ところが、新幹線開業後のまちづくりとして、金ヶ崎緑地周辺の観光開発など大型プロジェクトを計画している一方で、財政が厳しいことを理由に、福祉を含む39事業、1億6300万円を削減しました（※2参照）。

原発のゴミのリサイクル工場、大丈夫？

敦賀市は、浦底にできる新会社で2億2800万円を出資します。

新会社は、原子力発電所の解体で発生するクリアランスレベル（放射能が極めて低いレベル）と推定される廃材を、再利用できるように溶かして金属の塊を作る工場です。ところが、放射線量を測定せず発電所から搬入する計画で、労働者被曝や放射能汚染が心配です。

※2 市民の負担が増える見直しが

- ねたきり老人介護福祉手当の廃止
- 道路照明灯の町内会負担の5%増
これまで25%だった道路照明灯の町内会の負担が5%増の30%になりました。
- 市民課窓口の金曜日の延長業務を廃止
毎週金曜日に夜7時まで延長していた市民課の窓口の延長業務をやめました。

そのため、「発電所内で測定し、除染してから工場に搬入するよう求めるべき」と、予算案に反対しましたが、賛成多数で可決されました。

国保税の改定で6割の世帯が負担増

政府の方針で、福井県内の市町の国民健康保険税を、令和12年度に統一する計画で、それに近づけるための国保税改定の議案が出されました。改定は、家や土地など

の固定資産税に課税する資産割をなくし、家族（被保険者）一人あたりの均等割を3900円増やすため、家や土地を持つていて、家族が少ない世帯は国保税が安くなりますが、家や土地がない世帯や家族が多い世帯は国保税が値上げになります。そのため、改定に反対しましたが、賛成多数で可決されました。



選択的夫婦別姓を求める請願が不採択に

新日本婦人の会から、選択的夫婦別姓制度をただちに導入するよう求める請願が出されました。

残念ながら、賛成は日本共産党議員団の2名と「あたらしい敦賀」の5名のみ。反対多数で不採択となりました。

紙の保険証の存続を求める陳情が不採択に

社会保障推進協議会から、紙の保険証の存続を求める陳情が出されました。



月に数回、街頭でお話しをさせていただいています。

た。

「全国でマイナ保険証のトラブルが報告されている。命に関わる問題であり、紙の保険証を残すよう国に求めるべき」と陳情に賛成しましたが、残念ながら、賛成は日本共産党議員団の2名のみ。反対多数で不採択となりました。

再審法の改正を求める陳情が不採択に

国民救援会から、えん罪被害者の救済のため、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める陳情が出されました。

採決の結果、賛成は日本共産党議員団、あたらしい敦賀、市民クラブの合わせて10名、反対は11名。わずか1名の差でしたが、反対多数で不採択になりました。

山本きよこの代表質問



←質問の動画と会議録です

市政のあり方について

敦賀市は、令和7年度予算編成で、事業の統合・整理・実施方法の見直しを行い、福祉、暮らし応援を含む39事業で1億6300万円を削減しました。

問・不要不急のハコモノよりも福祉、暮らし応援の市政をすべき。

答・市民と相談し、財政的な裏付けをしながら、施設管理も含めやっていきたい。

公契約条例について

公契約条例とは、自治体が民間と契約する時、下請け業者や請負業者の賃金保障、労働環境の向上、地域経済の活性化、男女共同参画、障がい者

雇用など条件をつけるもので、90の自治体が条例を制定しています。

問・敦賀市の業務を請ける民間業者のみなさんの暮らしの保障や地域経済の活性化のため、公契約条例をつくるべき。

答・条例が守られているか、実効性が確保されているかの確認が難しく、業界団体の理解が得られにくい。

原発ゴミのリサイクル工場について

福井県の嶺南Eコース計画で、敦賀市にクリアランス集中処理事業の新会社ができます。

原発のクリアランスレベル（放射能が極めて低いレベル）の廃材を、再利用できるように溶かして金属の塊を作る工場ですが、敦賀に運ばれるのは、クリアランス物ではなく、クリアランスと推定されるクリアランス推定物です。

問・発電所内で放射能を

測定し、除染したクリアランス物を敦賀に持って来るよう求めるべき。

答・発電所内でクリアランスにして集めるのであれば、会社をつくる意味がない。

編集後記

●私も含め何人もの議員が、議会の一般質問で取り上げたデマンド型タクシー。買い物や病院など行きたいところへ行ける予約制の乗り合いタクシーです。市長も導入を明言し、「安心して運転免許証を返納できる」と、市民から期待されています。ところが、「コミュニティバスの利用が多く、デマンド型タクシーを併用するとバスの利用者が減るためできない」と白紙に。代わりに、東浦、西浦、愛発、東郷（一部）に住む高齢者の通院のタクシー代半額支援（上限4000円）が実施されることに。それはそれで大事ですが、デマンド型タクシーへの期待

待が大きかっただけに、市民の落胆も大きいです。これから、市民の暮らしの足の充実を求めてがんばります。●帯状疱疹のワクチン接種に補助をしている自治体があり、「敦賀でも補助を」と3年前、一般質問で提案しました。答弁は「国の定期接種化を待ちたい」と。そして今年度、定期接種になり、国の制度として公費補助が始まりました。でも、対象は65才の方。経過措置として5年間、70才、75才、80才、85才、90才、95才、100才の方も対象になります。が、帯状疱疹の発症が増えるのは50代から。ワクチンの効果も5年、10年。これから、市独自の補助を求めたいと思います。



Facebook



LINE公式



ブログ

ご意見、ご要望、ご相談、何でもお気軽に



090-3767-3421

kiyoko@rm.rcn.ne.jp

松富学

様

1947年6月6日



¥ 63,800

但し 広報誌 No.24

上記の金額正に領収いたしました

税抜金額

消費稅10%

58000

1 5800

現金	小切手	手形	相殺	振込
----	-----	----	----	----



有限
会社

小+印刷

代表取締役

7914-0028

福夫

Te

登録番号

T9210002010273

令和7年6月6日

日本共産党敦賀市会議員団

殿

松官学
〔「議会便」No.24〕

收入
印紙

金額			百	千	円
			¥	2387	0

(福井、朝日、毎日新聞)

ただし 1/8 B4 6,200 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 20,460 円

配送仕分け
管 理 料 1,240 円

合 計 21,700 円

消費税 (10%) 2,170 円

株式会社 福井新屋
登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所	〒915-0041	越前市葛岡町12-7-1	☎0778-22-0707
敦賀支所	〒914-0812	敦賀市昭和町2丁目21-15	☎0770-23-4678
小浜支所	〒917-0074	小浜市後瀬町6-22	☎0770-52-6860

責任者	担当者

	領	収	方	法					
内	現金								
	小切手								
訳									
	振込								

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

⑦

領 収 証

令和

平成 7 年 6 月 12 日

日本共産党敦賀市会議員団 松宮 邦武様

領収金額
(消費税含む)

¥ 3,550

但し

上記の金額正に領収いたしました

収 入

印 紙

内 訳 :

現 金	
小切手	

折り込み広告料金	折り込み日
中日新聞・県民福井・産経新聞	6/8 朝刊入れ
新聞購読料	内 訳
中日・中ス・県民・産経 サンスポ・スポニチ	年 月分新聞代金

株式会社 中

総局

福井県
電
F A

番28号
33
33

係 印

この領収書は旧元号を訂正して使用しております

⑧

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団

松宮 学

様

No. _____

金 額

7,462.00

内 訳

現 金	
小切手	/
手 形	/

消費税額等(10%) 420

コクヨ ウケ-92

但

折込料 6月8日の1400枚 NO.24 議会便) 読売新聞

R7 年 6 月 12 日 上記正に領収いたしました

〒914-0056

福井県敦賀市津内町2丁目13番1

有限会社メディアノア

取締役 熊谷 慎也

TEL(0770)22-2178

収入印紙

松宮まなぶです。



No.24

2025年5月
この広報誌は政
務活動費で発行
しています。

3月議会報告

令和7年3月定例会議は、2月19日から3月18日までの28日間の日程で開催されました。
市長から、令和6年度の補正予算案や、令和7年度の当初予算など計58議案が出されました。
日本共産党議員団は、市職員の時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備する改正など50議案に賛成し、全会一致で可決しました。
また、当初予算など8件の議案に反対しましたが、賛成多数で可決されました。



令和7年度当初予算の 主な事業

こどもの国リニューアル事業費2億1、315万円

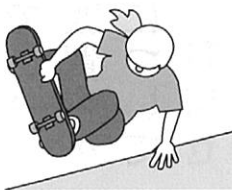
こどもの国の屋内施設のリニューアルを行うための実施設計及び施行を行います（令和8年春リニューアルオープン予定）。

水産振興事業費補助金5、225万円

減少傾向にある、サザエ、ヒラメ、鮎等の水産資源の回復事業と、保護漁礁の設置等による育成環境整備事業に対し支援を行います。
また、現状経年劣化の見られる燃油補給施設の整備に対し補助を行います。

アーバンスポーツ施設整備事業費2、370万円

余暇の充実、健康増進等に向け、都市型スポーツを体感できる施設を整備するため、実施設計を行います。



健康づくり推進事業費4286万円

市民が生涯無理なく「自分に合った健康づくり」の実践を継続できるよう「イキイキ健活！プラス1」運動を展開し、市民の健康意識の向上と自発的な健康行動を促進します。

また、株式会社平和堂との協働により、アル・プラザ敦賀の店内に健康ステーションを新設します。

＜当初予算の問題点＞

原子力サイクルビジネス出資金2億2800万円

福井県が推進する、クリアランス集中処理事業を担う新会社に対して出資を行います。

原子力発電所の廃炉作業で出るクリアランスレベル（放射能が極めて低いレベル）と推定される廃材を再利用できるよう溶かして金属の塊を作る工場です。

ところが、放射線量を測

定せず発電所から搬入する計画で、労働者被爆や周辺の放射能汚染が心配です。

また、新幹線開業後のまちづくりとして金ヶ崎緑地周辺の観光開発など多額の事業を計画している一方で、財政が厳しいことを理由に、福祉を含む39事業、1億6300万円を削減しました。

自治体の役割は福祉の増進であり、敦賀市は福祉、暮らしの応援を優先すべきです。そのため、当初予算に反対しましたが、賛成多数で可決されました。

第33号議案 令和7年度敦賀市国民健康保険特別会計予算などに反対

今回の保険料の改定は、福井県内で保険料を統一していくための改定で、資産割の廃止は評価しますが、均等割りを増やしたことで、被保険者の人数で保険税が増えるため、条例改定や予算に反対しました。

第39号議案 金ヶ崎周辺魅力づくり事業地取得の件について反対

この議案は、金ヶ崎周辺に公園や駐車場を作るため、JR貨物（株）から線路敷きの土地を4億6994万5千円で取得するというものです。金ヶ崎再開発については、もともと福井県

が進めてきたものであり、県が一円も出さず敦賀市が全額負担することについて市民の理解は得られませんでした。そのため反対しましたが、賛成多数で可決されました。

【請願、陳情】

請願第1号 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求めるよう国に意見書採択を求める請願に賛成しましたが、賛成少数で不採択になりました。

陳情第1号 従来の紙の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の陳情に賛成しましたが、賛成少数で不採択になりました。

陳情第2号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改定を求める意見書の提出を求める陳情に賛成しましたが、賛成少数で不採択になりました。

松宮学の一般質問

〔訪問介護事業について〕

問・昨年4月に国が訪問介護の基本報酬を2～3%削減したことによる影響が、敦賀市の介護事業所にあったのか伺う。

答・職員の確保が困難になった理由で事業所が1か所廃止した。

問・全国では、訪問介護事業所が無い自治体が107町村、一つしかない自治体

も272市町村となっている。敦賀市の実態を伺う。

答・敦賀市では、



職員確保に介護職員への研修費用の助成や資格取得者への奨励金交付など介護人材確保対策事業を実施している、今後も事業者の意見を聞き支援に努める。

〔金ヶ崎周辺魅力づくり事業等について〕

問・令和7年度当初予算に計上されている金ヶ崎周辺整備の事業費6億7460万円で、金ヶ崎周辺の公園・駐車場すべてが完成するのか伺う。

答・実施設計を経て、土工事や排水構造物、給排水電気配管などの工事に着手する。

問・金ヶ崎周辺整備について、中期財政計画に令和8年度14億6000万円、令和9年度24億9000万円と書いてあるが、何に使われるのか伺う。

答・令和8年度は公園、駐車場の整備事業費、令和9年度は民間事業者（緑地に建設予定のオーベルジュ）への補助金、配線時期の整備に係る事業費にあてる。

〔マイナンバー保険証について〕

問・マイナンバーカードの更新は10年だが、電子証明

書の更新は5年であり、今年度、一斉に更新時期を迎える。

今回、更新をしない方がおられると思うが、更新しない方のマイナ保険証はどうなるのか伺う。

答・更新手続きをされない場合には、市から資格確認書を送付する。

〔大阪万博について〕

問・4月13日から大阪・関西万博が開催される。

万博会場は、昨年3月に建設現場でガス爆発事故があり、今も地中からメタンガスが発生し極めて危険なところだが、敦賀市の学校で、就学旅行で行く予定の学校はあるのか伺う。

答・現時点で1校ある。

問・会場の夢洲は、軟弱地盤で災害に弱い場所である。また、アクセスルートは夢舞大橋と夢咲トンネルの2つだけであり、避難時に逃げ場がない危険な所だと言われている。そのため、大阪の様々な自治体が万博への不参加を表明している。修学旅行の行き先を見直すよう話し合いはできないのか伺う。

答・万博開幕後の状況を注視して、総合的に判断されると認識している。児童生徒にとって、安全・安心な活動となるよう指導を行っていく。

9

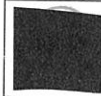
領 収 証

日本共産党 敦賀市会議員団 様

令和7年9月5日

¥ 63,800-

取扱者印



但し広報誌No.25 枚数 13,000枚

上記の金額正に領収いたしました

税抜金額

消費税10%

58,000

1

5800

現金	小切手	手形	相殺	振込
----	-----	----	----	----

有限会社 小坂印刷

代表取締役 中

〒914-0028 福井

Tel

登録番号

T92

〒914-0028 福井

Tel

登録番号

T92

10

領 収 証

令和7年9月5日

日本共産党 敦賀市会議員団 殿

収 入
印 紙

〔 松宮 学 〕
議会T="5" No.25

金額	百	千	円
¥ 23,870			

9/7 福井・朝日・毎日新聞

ただし 84 6,000 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 20,460 円

配送仕分け管理料 1,240 円

合 計 21,700 円

消費税 (10%) 2,170 円

株式会社 福井新聞
登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

責任者 担当者



領 収 方 法

内 訳	現金	小切手	振込

(11)

領 収 証		日本共産党敦賀市会議員団		松宮 学		様		No. _____	
金 額		¥ 11550 -							
但 134(3.3) × 3500 枚 議会宛 No.25 (9/1 入札) R7 年 9 月 5 日 上記正に領収いたしました (同日 早稲田)									
内 訳									
税抜金額		10,500							
消費税額(10%)		1,050							
税抜金額									
消費税額(%)									
		中日新聞販売株式会社 代表取締役 林 昭夫 TEL 052-201-0572 FAX 052-201-0573 登録番号 T918000104793							

(12)

領 収 証		日本共産党敦賀市会議員団		松宮 学		様		No. _____	
金 額		¥ 4620 -							
但 折込料 9月7日 1400枚 NO.25 議会便り 読売新聞									
内 訳									
現 金									
小切手		/							
手 形		/							
消費税額等(10%)		420							
		〒914-0056 福井県敦賀市津内町2丁目13番10 有限会社メディアノアール 取締役 熊谷 慎也 TEL (0770) 22-2178							

収入印紙

コクヨ ウケ-92

こんにちは！

日本共産党敦賀市会議員団

発行・編集責任者 松宮学（日本共産党敦賀市会議員団） 住所・敦賀市公文名45の14の8☎25の5423

松宮まなぶです。

No.25

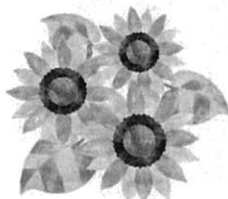
2025年85月
この広報誌は政
務活動費で発行
しています。



6月定例議会は、6月2日から23日までの22日間の会期で行われました。
市長から令和7年度の一般会計補正予算など17件の議案が出されました。

日本共産党議員団は、11件の議案に賛成し、全会一致で可決しました。

また、松原地区認定こども園整備事業費補助金や元暴力団事務所の土地・建物の購入費を含む一般会計補正予算(第2号)や上下水道料金の値上げなど6件の議案に反対しましたが、賛成多数で可決されました



す。また、海に近く津波の心配をする声もあります。

暴力団排除対策関係経費 6937万5000円

元暴力団事務所の土地や建物を購入し、地域住民の安全安心を確保するというものです。

治安の問題など考えると、理解ができないわけではないのですが、7000万円近くのお金がどのようなに使われるのか、はたまた、資金源にはならないのかも気になるところです。

たいへん悩みましたが、市民の皆さんからも意見をいただく中、やはり、市民の理解は得られないものであり、賛成できないとの結論になりました。

上下水道料金の

値上げに反対

敦賀市は、人口減少による料金収入の減少や、老朽

化施設の更新需要の拡大、施設の防災・耐震化等、物価上昇による費用の増加などの理由で上下水道料金を値上げする議案が出されました。

でも、物価高騰で市民の生活は大変です。日本共産党議員団は、「一般会計からの繰り入れなどで値上げをやめるべき」と反対しましたが、賛成多数で可決されました。

議会ハラスメント防止条例を可決

議員提案で、「敦賀市議会ハラスメント防止条例」が上程されました。昨年9月議会の後、議会運営委員会で検討を重ね策定したもので、全会一致で可決しました。

【請願】

パレスチナの恒久停戦を求める請願が不採択

「パレスチナを想う会ふくい」から、「日本政府に、パレスチナの恒久停戦のための積極的外交活動を求める請願」が出されました。



日本共産党議員団は、「請願を採択すべき」と賛成しましたが、反対多数で不採択となりました。

松宮学の一般質問

「クリアランス集中処理施設について」

問・経済産業省資源エネルギー庁は、福井県の業者にクリアランス金属廃棄物の加工実証事業を委託したが、その内容を伺う。

答・東海原子力発電所、ふげんのクリアランス金属の調達、運搬、切断、加工、保管までの工程に関わる作業を福井県内の既存の金属加工サプライチエーンを中心に実施し、将来を見据えた汎用性の高いクリアランス金属の加工スキームについて検証し、いずれもクリアランスレベル以下を確認したと聞いている。

問・クリアランス集中施設について賛否両論の意見がある。敦賀市が住民説明会を行うことは当然だと考えるが、伺う。

答・原子力発電所の廃炉作業を円滑に進めるうえで、クリアランスの有効活用と立地地域の将来を見据え、敦賀市としても、出資者として、この新会社に対して丁寧な説明をするよう求めている。

「戸籍の振り仮名明記について」

問・改正戸籍法が5月26日に施行され、戸籍の氏名に振り仮名が記載されることになった。今後、どのように

行うのか伺う。

答・本籍地の市区町村から令和7年5月26日時点の情報に基づき戸籍に記載される予定の振り仮名を通知する。間違いがなければ届け出の必要はない。通知書の振り仮名に間違いがあれば令和8年5月25日までに本籍地、住所地の窓口へ届け出る必要がある。

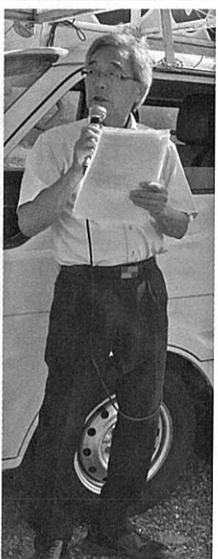
「加齢性難聴者の補聴器購入助成について」

問・補聴器を使うことで聞こえ方を補助することは、加齢性難聴者の方の生活を改善するうえで非常に有効な手段だと考えるが、見解を伺う。

答・加齢による聞こえにくさから、コミュニケーションが行いにくくなり認知機能が低下することや、地域コミュニティからの孤立につながることを考えられる。

問・補聴器購入助成の質問は今回で4回目となり、この4年間に全国で36自治体から390自治体で制度が実現している。敦賀市でも補聴器購入助成制度を行うべきと考えるが見解を伺う。

答・敦賀市において聞こえにくさでお困りの方がどれくらいいるのか、補聴器を使用しているのか、などの実態調査を行い、導入に向けた検討を進めたい。



【編集後記】

6月議会の「加齢性難聴者の補聴器購入費助成について」の質問は、今回で4回目になります。加齢性難聴者の実態を調べてみると、「コミュニケーションが円滑にいかなくなり、自分の気持ちをうまく伝えられないなどストレスを感じることもある」、「自信を無くし、社会的に孤立したり、うつ状態に陥るなど社会生活に悪影響を及ぼす可能性がある」また、「危険を察知する能力が低下し、車が近づいてきても気が付かないなど、交通事故などのリスクが高くなる」など、家族との生活にも大きな支障となり、命の危険にもつながることがわかり、一般質問で訴えてきました。そのつど、「加齢性難聴者の方の実態や補聴器を付けた際の効果の把握が難しいことから現時点では実施する予定はない」との答弁が繰り返されてきましたが、今回は、「難聴者の方の補聴器使用の実態を調べて、その上で導入に向けた検討を進める」との回答を聞き、飛び上がるほど感動しました。今後、実現するまで、しっかりと注視していきたいと思います。

13

領 収 証

令和7年 9月 3日

日本共産党敦賀市会議員団 殿

〔山本貴美子〕
議会だより No107

収 入
印 紙

金額	百	千	円
728875			

8/1 福井・朝日・毎日新聞
ただし 84 7,500 枚チラシ折込料
上記金額領収いたしました

折込料 24,750 円

配送仕分け管理料 1,500 円

合 計 26,250 円

消費税 (10%) 2,625 円

株式会社 福井新聞
登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

責任者 担当者

領 収 方 法	
内	現金
外	小切手
振 込	

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

14

領 収 証

令和7年 9月 3日

日本共産党敦賀市会議員団 様

領収金額
(消費税含む)

¥	千	円
13200		

但し

議会だより 上記の金額正に領収いたしました

内訳：

現金	
小切手	

折り込み広告料金	折り込み日
中日新聞・県民福井・産経新聞	8/31 朝刊入れ
新聞購読料	内 訳
中日・中ス・県民・産経 サンスポ・スポニチ	年 月分新聞代金

株式会社 中

総局

福井県
電 話
F A

番28号
33
33

係 印

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団

山本 貴美子

様 No. _____

金 額

74950-

内 訳

現 金

小切手

手 形

消費税額等(10%)

450

コクヨ ウケ-92

但 物込料 8/31付 1500枚 議会便りNO.107 読売新聞

R7 年 9 月 3 日 上記正に領収いたしました

〒914-0056

福井県敦賀市津内町2丁目13番1

有限会社メディアノア

取締役 熊谷 慎也

TEL(0770)22-2178

収入印紙

領 収 書

No. _____

日本共産党敦賀市会議員団

山本 貴美子 様

令和 7 年 9 月 9 日

¥

但 回報107号 14,000枚

上記金額正に領収いたしました

山幸印刷製

会社

〒914-0062 敦賀市

3

TEL

9

FAX(0770)23-7807

取扱者



こんにちは！

日本共産党敦賀市会議員団

2025年7月 No.107

山本きよこです



発行・編集責任：山本貴美子（日本共産党敦賀市会議員団） 住所：敦賀市白銀町4-10 ☎ 23-2186 ※この広報紙は、一部、政務活動費で発行しています。

6月議会

来年1月から、上下水道料金20%値上げ

いじめ防止対策など
10件の議案に賛成

6月議会に、16件の議案が上程されました。

日本共産党議員団は、学校におけるいじめ防止対策の条例など10件に賛成し、全会一致で可決しました。

上下水道料金を値上げしないで

来年1月から、上下水道料金を20%値上げする議案について、党議員団は「物価高騰で市民の暮らしは大変。一般会計からの繰り入れなどで値上げをやめるべき」と反対しましたが、賛成多数で可決されました。

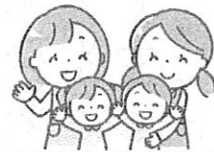
補正予算に異議あり！

補正予算には、市営住宅のエレベーター設置など、これまで党議員団が市民の声を届け、求めてきたものが計上されました。

でも、次のような事業が含まれていました。

《認定こども園整備事業費補助金》

市立櫛川保育園と社会福祉事業団の松原保育園を統廃合し、社会福祉事業団が松島町に認定こども園（保育園と幼稚園を一体にしたもの）を建設するため、6600万円を補助します（令和8年までに上限5億4000万円）。



党議員団は、これまでも公立保育園の統廃合、民営化には反対してきました。

また、建設予定地は、松原公園の元営林署跡地で、周辺は事故が多発していて危険です。津波を心配する声もあります。

《暴力団排除対策関係経費》

本町にある元暴力団事務所を6938万円で買い取ります。

「地域住民の安全安心のため」との趣旨は分かりますが、市民の貴重な税金であり、購入後の税金の流れについて心配する声もあります。

また、購入する建物を何に使うか決まっておらず、壊すことになれば更に多額の税金投入が必要となります。

そのため、党議員団は「市民の理解は得られない」と、補正予算案に反対しましたが、賛成多数で可決されました。

議会ハラスメント防止条例を可決

議員提案で、「敦賀市議会ハラスメント防止条例」が上程されました。

昨年9月議会の後、議会運営委員会で検討を重ねてきたもので、全会一致で可決しました。

パレスチナの恒久停戦を求める請願が不採択に

「パレスチナを想う会ふくい」から、



「日本政府に、パレスチナの恒久停戦のための積極的外交活動を求める請願」が出されました。

「今、この瞬間にも攻撃を受け、飢え、病におかれ多くのパレスチナ人が命の危険にさらされている。ぜひ、請願を採択すべき」と賛成しましたが、反対多数で不採択となりました。



Facebook



LINE公式



Instagram



ブログ

ご意見、ご要望、ご相談、何でもお気軽に

☎ 090-3767-3421
✉ kiyoko@rm.rcn.ne.jp



山本きよこの一般質問



← 質問の動画はこちらから

带状疱疹ワクチン

带状疱疹ワクチン接種が国の定期接種の対象となり、65才のワクチン接種に補助金が出ることになりましたが、それでも高額です。

また、経過措置で5年間、65才から5才刻みの年齢を対象としていますが、それ以外の方は対象外です。

そこで、次のように提案をしました。

「低所得者の接種費用を減免すべき」

「多くの自治体で、50才以上の任意接種に独自で補助をして

自己負担額	定期接種	任意接種
生ワクチン	4200円	約8000円
組換えワクチン	10800円×2回	約2万円×2回

いる。敦賀市も任意接種に補助をすべき」

いずれも「実施の予定は無い」との答弁でしたが、経済的理由で受けられないことがないよう、これから求めていきます。



水道料金の値上げ

水道等の料金値上げの議案が出されました。

理由は、施設の更新や耐震化などに多額の費用が必要な一方、人口減少などで収入が減り不足しているため、とのこと。

そこで、次のように提案をしました。

「一般会計（市税や交付金、補助金などで基本的な行政サービスを行う）から、水道事業会計の不足分を繰り入れて値上げを抑えるべき」

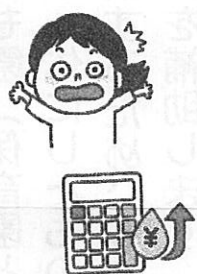
「水を多く使う大口企業の料金を多めに設定すること、小口利用者の負担を軽減する水道料金

の増（ていぞう）度は全国平均3倍だが、敦賀市は1・24倍で、県内9市中、下から2番目。

せめて県内平均並みに引き上げ、単身高齢者が多い小口利用者の負担を軽減すべき」

「高齢者世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯などへの水道料金の『福祉減免』を制度化すべき」

いずれも、前向きな答弁はなく、値上げが決まりました。



2ヶ月で40㎡使用すると
 □径13mm → 800円増
 □径20mm → 880円増

市営住宅のあり方

敦賀市は、保証人の問題など、市営住宅の課題について検討する「市営住宅のあり方検討委員会」を設置しました。

そこで、次のように提案をし、求めました。

「世帯用の団地の1階

やエレベーターがある団地に、高齢の単身者や障害のある単身者も入居できるよう検討すべき」

「指定管理者制度（管理運営を企業に委任）の

導入について検討することだが、市営住宅は、自治体が責任を持って管理運営すべき」



編集後記

●上下水道料金の値上げの根本には、料金収入で運営することを原則とする「独立採算制」と、すべての経費を料金に含む「総括原価方式」の国からの押し付けがありました。不足分を一般会計から繰り入れたり、国が補助金等を増額しない限り、延々と値上げされま

す。全国では、独自に一般会計から繰り入れをおこない、料金の値上げを抑えている自治体があります。敦賀市にお金が無いためにはありません。これからもお金の使い道を厳しくチェックし、市民の福祉、暮らし増進という自治体本来の役割を果たすよう求めていきます！

●参院選では、残念ながら日本共産党は議席減となりましたが、候補者を一本化した12の一人区で勝利。自公政権を過半数割れに追い込むことに貢献しました。そもそも、自民党の裏金問題をスクープしたのは日本共産党の新聞「赤旗」。日本共産党の果たした役割は大きいです。さて、衆参共に自公が過半数割れとなったことで、政治が大きく変わろうとしています。消費税減税、賃上げ、社会保障の拡充、大軍拡ストップ、平和と暮らしを守れるみなさんの声を、日本共産党はこれからもブレずに国会へと届けます！

領 収 書

No. _____

日本共産党敦賀市会議員田

山本貴美子様

令和 7 年 12 月 5 日

¥ 49,400-

収 入

印 紙

但 議金報告書 13,000枚 683

上記金額正に領収いたしました

山幸印刷製 会社

〒914-0062 敦賀市 3
TEL (0770) 23-7807
FAX (0770) 23-7807

取扱者

領 収 証

令和 7 年 12 月 5 日

日本共産党敦賀市会議員田 殿

〔山本貴美子〕

議会だより No.108

収 入

印 紙

金額	百	千	円
425410			

1/30 福井・朝日・毎日新聞
ただし 84 6600 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 2,780 円

配送仕分け管理料 1,320 円

合 計 23,100 円

消費税 (10%) 2,310 円

株式会社 福井新聞

登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

責任者 担当者

領 収 方 法

内 訳	現金	小切手	振込

(19)

領 収 証

平成 7 年 12 月 5 日
令和

日本共産党敦賀市会議員団 山本きよ子 様

領収金額
(消費税含む)

¥ 13200 円

収 入
印 紙

但し 議会だよ

上記の金額正に領収いたしました

(108号 4000枚)

内 訳 :

現 金	
小切手	

折り込み広告料金	折り込み日
中日新聞・県民福井・産経新聞	11/30 朝刊入れ
新聞購読料	内 訳
中日・中ス・県民・産経 サンスポ・スポニチ	年 月分新聞代金

株式
会社

福井県
電 話
F A

総局

番28号
33
33

係 印

(20)

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団
山本 貴美子

様

No. _____

★

¥ 4,620 -

内 訳

現 金

小切手 /

手 形 /

消費税額等(10%) 420

但 折込料 議会便り No. 108 読売新聞 11/30 1400枚

R7 年 12 月 5 日 上記正に領収いたしました

〒914-0056

福井県敦賀市津内町2丁目13番

有限会社 メディア ノア

取締役 熊谷 慎

TEL (0770) 22-2178

収入印紙

こんにちは！

日本共産党敦賀市会議員団

2025年11月 No.108

山本きよこです



発行・編集責任：山本貴美子（日本共産党敦賀市会議員団）住所：敦賀市白銀町4-10 ☎ 23-2186 ※この広報紙は、一部、政務活動費で発行しています。

9月議会

来年4月から、市営駐車場の料金が値上げに

【立体駐車場】
1時間超えた場合
1時間あたり 100円→200円
24時間まで上限
土日祝日など800円→1000円
【駅東口駐車場】
24時間まで上限700円→800円
土日祝日など700円→1000円
【立体駐車場・白銀駐車場】
プリペイドカードを廃止

市営駐車場の料金を
値上げしないで

来年4月から、市直営の白銀駐車場と駅東口駐車場の管理運営を、立体駐車場の指定管理者（タイムズグループ）に委任する議案と、指定管理者の提案で、駅周辺の駐車

市長の給料の減額など
11件の議案に賛成

9月議会に、21件の議案が上程されました。
日本共産党議員団は、職員の死亡事案に関し、市長と副市長の給料を3ヶ月間、減額する議案など11件に賛成し、全会一致で可決しました。

場の混雑緩和のため、駐車料金を値上げする議案が出されました。
日本共産党議員団は、「値上げをして混雑が緩和されるのか疑問」「市民の負担が増える」と、反対しましたが、賛成多数で可決されました。

補正予算のことが問題
補正予算には、福祉施設や学校給食費の物価高騰分の支援などが計上されましたが、次の事業が含まれています。

●栗野地区認定こども園整備事業2億6000万円
櫛林保育園と栗野保育園を統廃合し、幼稚園と保育園を一体化した「認定こども園」を櫛林に整備するための事業費です。
民営化せず、公立園として残すことは一定評価しますが、統廃合で定員230人のマンモス園になるため、子どもたちにとって行き届きにくくなり、事故の危険も増え、保育士や子どもたちの負担も増えます。

●松原地区認定こども園整備事業3534万円
櫛川保育園と社会福祉事業団の松原保育園を統廃合し、認定こども園を整備するための事業費です。

統廃合計画に含まれていた公立幼稚園を残すことは一定評価しますが、認定こども園を民営化することは、公的責任の後退です。

また、建設する営林署跡地の周辺は、事故が多く、送迎の不安や津波の心配もあるため、ふさわしくありません。

その他、衛生処理場の完全民間委託なども含まれているため、日本共産党議員団は反対しました。賛成多数で可決されました。

核兵器廃絶求める
請願が不採択に

原水爆禁止国民平和実行進実行委員会から出された核兵器廃絶を求める請願について、日本共産党議員団は「採択すべき」と求めましたが、反対多数で不採択となりました。

来年4月から、国民健康保険の保険税や後期高齢者医療の保険料に「子ども・子育て支援金」を上乗せして徴収するために、日本共産党議員団は「国の負担を減らし、国民の負担を増やすもの」と反対しましたが、賛成多数で可決されました。



ご意見、ご要望、ご相談、何でもお気軽に

090-3767-3421
kiyoko@rm.rcn.ne.jp



山本きよこの一般質問



← 質問の動画はこちらから

市民の暮らしの支援

物価高騰で市民の暮らしは大変です。

そこで、県内の自治体の取り組みを参考に、次のように提案しました。

◎学校給食費の無償化

◎小学校、中学校、高校、大学等の「入学祝い金制度」の創設

◎高齢者世帯、子育て世帯へのお米券の配布

◎市民への商品券の配布

いずれも、市は「実施する予定はない」との残念な答弁でした。

国民健康保険など

国民健康保険証が廃止されたことで、不安の声が寄せられています。また、敦賀市内の医療機関

でも、窓口でのトラブルが発生しています。

そこで、「安心して医療にかかれるよう、保険証の代わりに使える資格確認書を国保の全被保険者に交付すべき」と求めました。

市は「全被保険者に交付することは考えていない」と答弁しました。

また、厚生労働省は、国保税の滞納者について、病気や失業で所得が減ったなど特別の事情がある場合、医療費を全額負担でなく、3割にするよう自治体に通知を出しています。

更に、政府は、国保税の滞納世帯について、「生活に困窮している場合は、自治体の判断で医療費負担を全額でなく3割にできる」という日本共産党の田村貴昭衆議院議員への答弁書を閣議決定しました。

そこで、「通知や閣議決定を遵守すべき」と



求めました。

市は「通知を確認し対応する」と答弁しました。

こども誰でも通園制度

令和8年4月から、「こども誰でも通園制度」が始まります。

国の少子化対策の1つで、親が働いていなくても、生後6ヶ月から3歳未満までの乳幼児を月一定時間、保育所に預けられる制度です。

一時預かり保育と違い、スマホやパソコンを使って、全国どこでも利用が可能で、便利な反面、公的責任がいまいになつてしまっています。

また、保育士の配置など課題が多く、負担が増えるなど、保育関係者からは不安の声が寄せられています。

そこで、「保育者についてには全員、保育士資格がある人を配置するなど、国の基準を上回る市独自の基準を設けるこ

編集後記



高市自民・維新政権が誕生しました。参院選で国民が求めていたのは、企業・団体献金禁止や消費税減税など、お金で歪められる政治から、国民の暮らしをより良くする政治へ変わることでした。が、新政権はこれらを棚上げし、医療費4兆円の削減、憲法9条の改定、防衛費拡大、更には「非核三原則の見直し」の動きまででています。そしてそのために「議員定数を削減する」と。「身を切る改革」と言いますが、定数削減で切られるのは国民の声です。小選挙区制は、7割が一人区で1人しか当選できないため、多くが死票になります。一方、死票が少なく、いろんな政党が議席を得て、多様な声を国会

に反映できるのが比例代表です。その比例代表の議席を減らすことは、多様な国民の声を排除することと同じです。また、国会議員を50人削減して減るのは年約35億円。でも、日本共産党が「憲法違反」と反対して受け取らず、その他の政党で税金を山分けしている政党助成金は総額約315億円。議員が減っても総額は変わらないので、定数を削減すれば、国会議員1人が受け取る額は増えることになり、逆に「身を肥やす」ことに。身を切ると言うなら、政党助成金こそ廃止すべきだし、企業献金も禁止すべきです。今後、地方自治体の果たす役割は重要になってきます。これから市民の暮らしを守る立場でがんばります。

と「保育現場の声を聴いて進めること」など求めました。市は「国の情報に基づ

き、方針を決定する」と答弁するにとどまりました。



(21)

日本共産党敦賀市会議員団

領 収 証 松宮まなふ 様 No. _____

金額									

内 訳

現金 _____

小 切 手 _____ /

手 形 _____ /

消費税額等(%) _____

消費税額等(%) _____

但 折込代 3500枚 @ 3 (議会報告第26号)
R7年12月5日 上記正に領収いたしました (1%以内)
(折込新聞・中日・県民福井・毎日)
(合)日刊県民福井新聞

収入印紙

登録番号

GR266325

(22)

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団 松宮 学 様

令和7年12月11日

¥ 61,600

但し 広報誌No.26 枚数12,000枚

上記の金額正に領収いたしました

税抜金額 56,000 消費税10% 5,600

現金 ☒ 小切手 ☐ 手形 ☐ 相殺 ☐ 振込 ☐

取扱者印

有限会社 小 松 宮

代表取締役 中

〒914-0028 福井県 小松市

Tel 076-222-1111

登録番号 T9210002010273

領 収 証

令和7年12月11日

日本共産党 敦賀市会議員団 殿

〔松宮 学〕
議会だより No.26収 入
印 紙

金額			百		千		円
				¥	23	100	

福井・朝日・毎日新聞

ただし 12/7 B4 6000 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 19,800 円

配送仕分け
管理料 1,200 円

合 計 21,000 円

消 費 税
(10%) 2,100 円株式会社 福井新聞
登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

領 収 方 法									
内 訳	現金								
	小切手								
	振 込								

責任者 担当者

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

領 収 証

令和7年 12 月 11 日

日本共産党 敦賀市会議員団 殿

〔松宮 学〕
議会だより No.26収 入
印 紙

金額			百		千		円
				¥	7	70	

福井 新聞

ただし 12/14 B4 200 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 ¥660 円

配送仕分け
管理料 ¥40 円

合 計 ¥700 円

消 費 税
(10%) ¥70 円株式会社 福井新聞
登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

領 収 方 法									
内 訳	現金					¥	7	70	
	小切手								
	振 込								

責任者 担当者

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団
松宮 学

様

No. _____

★

74,620-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(10%)	420

但 折込料 議便りNO.26 読売新聞 12/10 1400枚
Tb210002010821

R7 年 12 月 11 日 上記正に領収いたしました

〒914-0056
福井県敦賀市津内町2丁目13番
有限会社メディアノア
取締役 熊谷 慎
TEL (0770) 22-2178

収入印紙

こんにちは！

日本共産党敦賀市会議員団

松宮まなぶです。

発行・編集責任者 松宮学（日本共産党敦賀市会議員団） 住所・敦賀市公文名45の14の8 ☎25の5423

No.26

2025年12月
この広報誌は政
務活動費で発行
しています。



9月議会報告

令和7年9月定例議会は、9月8日から10月9日までの32日間の日程で開催されました。市長から前年度の決算認定と、令和7年度の一般会計補正予算など21件の議案が出されました。日本共産党議員団は、職員の死亡時案に
関し、市長と副市長の給料を3カ月間、減額する議案など11件に賛成し、全会一致で可決しました。



駅周辺の市営駐車場の料金値上げに反対

来年4月から、市直営の白銀駐車場と駅東口駐車場の管理運営を、立体駐車場の指定管理者（タイムズグループ）に委託する議案と駅周辺の駐車場の混雑緩和のため、指定管理者の提案で駐車料金を値上げする議案が出されました。

日本共産党議員団は、「値上げをして混雑が緩和されるのか疑問」「値上げで市民の負担が増える」と、反対しましたが賛成多数で可決されました。

補正予算に反対

《栗野地区認定こども園整備事業費2億6000万円》

櫛林保育園と栗野保育園を統廃合し、「認定こども園」を櫛林に整備するための事業費です。

民営化せず、公立園として残すことは一定評価しますが、統廃



合で定員が230人のマンモス園になるため、子どもたちに目が行き届きにくくなり、事故の危険も増え、保育士や子どもたちの負担も増えます。

《松原地区認定こども園整備事業費3534万円》

櫛川保育園と社会福祉事業団の松原保育園を統廃合し、認定こども園を整備するための事業費です。

統廃合計画に含まれていた公立幼稚園を残すことは一定評価しますが、認定こども園を民営化することは公的責任の後退です。

また、建設する営林署跡地の周辺は、一方通行や道路が狭く事故など送迎の不安や津波の心配もあるため、ふさわしくありません。

そのため日本共産党議員団は、反対しましたが、賛成多数で可決されました。

国保などの保険料値上げに反対

来年4月から、国民健康

保険の保険税や後期高齢者医療の保険料に「子ども子育て支援金」を上乗せして徴収するためのシステム改修費について、日本共産党議員団は「国民の負担を増やすもの」と反対しましたが、賛成多数で可決されました。

北陸新幹線の全線開業を求める意見書に反対

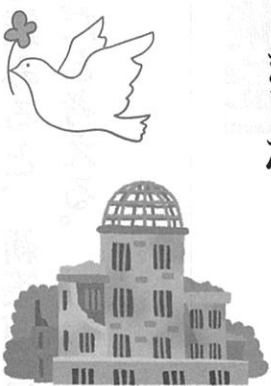
北陸新幹線の小浜・京都ルートについて、早期の認可・着工、1日も早い全線開業など政府に求める意見書提出の議案が、議員提案で出されました。

日本共産党議員団は、ばく大な費用、長期にわたる建設、古都京都の自然環境と文化を壊す恐れがあるため反対しました。

【請願】

核兵器廃絶を求める請願に賛成

原水爆禁止国民平和実行委員会から出された核兵器廃絶を求める請願について、日本共産党議員団は、「採択すべき」と求めましたが、反対多数で不採択となりました。



松宮学の一般質問

「認知症によるひとり歩きの行方不明対策について」

問・認知症の高齢者が増え、ひとり歩き中に行方不明になる方が全国で増えている。敦賀市の対策を伺う。

答・対策として主に3つの施策を実施している。

①認知症サポーター養成講座の開催。②認知症対応模擬訓練の開催。③敦賀みまもりネットワークの実施。

問・敦賀みまもりネットワークの登録者は何名か。

答・名前や特徴、写真などの情報を事前に登録いただいている人数は、R7年8月末で131名いる。

問・2024年の全国の方不明者は、2万8121人で、このうち491人が亡くなられていた。位置情報を取得できる衛星利用測位システム、GPSやスマートフォンなどと連携して位置情報を取得する紛失タグなどがあり、行方不明者の早期発見、保護につながる。これらの利用の周知や貸し出しなど敦賀市としての考えを伺う。

答・GPS機能で高齢者の早期発見、保護につながることは認識しているが、現時点で実施する予定はない。

「高齢者や低所得者へのエアコン購入補助について」

問・エアコンがないばかり

に熱中症で市民が命を落とすことのないように、高齢者や低所得者へのエアコン購入助成制度を実施すべきと考えるが、見解を伺う。

答・経済的な困窮者がエアコンの購入を希望される場合、社会福祉法人が行っている「ふく福くらしサポート事業」や生活福祉資金貸付制度を紹介している。

「少年自然の家の今後について」

問・少年自然の家の耐用年数の50年まであと3年余ある。それまで施設の運営を続けられないか。

答・躯体自体が劣化しているうえ、屋上の防水やボイラー機器の修繕などに毎年1000万円近くの費用がかかっており、今後も費用に関しては増加傾向にあるため、令和8年度での廃止を検討している。

問・少年自然の家は自然環境の中での集団生活を通じて心身ともに健全な少年の育成を図る上で大事な施設である。ここでの自然体験は、子どもにとって何ものにも代えがたい体験、人生の糧になるもの。

廃止ではなく、今ある施設を壊して半分に縮小して新築に建て替えることを提案する。

答・少子化と人口減少が進んでおり、今後大幅な利用の増加も見込めない中、本市の財政



状況を鑑みると、新築運営は困難だと考える。

【編集後記】

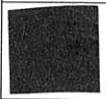
高市政権の発足後、初めての衆院予算委員会で高市首相から「台湾有事が発生すれば米軍の戦争に自衛隊が参戦する『存立危機事態』になり得る」との衝撃的な答弁が飛び出しました。集団的自衛権を行使して、日本が直接攻撃を受けていないのに米軍とともに中国に対し武力行使を行う可能性を政府として初めて認めた重大答弁です。歴代政府は、台湾有事と「存立危機事態」の関係について「個別具体的な状況に即して総合的に判断する」（24年参院本会議、当時の岸田文雄首相）などと特定の地域を明らかにするのを避けるのが従来の方針でした。また、安倍晋三氏は首相辞任後に「台湾有事は日本有事」と発言しましたが、首相時代には、歴代政権同様、踏み込んだ発言を避けていました。そうした発言をすれば、日中関係が悪化するとわかっていたからでした。米国でさえ「台湾有事」で軍事介入するかどうかについて外交上は「あいまい」路線を維持しています。今回の高市首相の発言は明らかに外交的な失態です。政府がまずやるべきは答弁の撤回です。その上で、軍事ではなく外交を通じて、「台湾海峡の平和と安定」を実現するための努力を重ねることです。

領 収 証

日本共産党 敦賀市会議員団
松宮 学 様

令和8年2月12日

取扱者印



¥ 61,600-

但し 広報誌 No.27 12,000円

上記の金額正に領収いたしました



税抜金額

消費税10%



印刷

代表取締役

〒914-0028

喜

7-1-32

235(代)

登録番号

現金	小切手	手形	相殺	振込
----	-----	----	----	----

領 収 証

令和8年2月24日

日本共産党 敦賀市会議員団 殿

〔松宮 学〕
議会報告 No.27

収 入

印 紙

金額	百	千	円
¥ 23,870			

(福井・朝日・毎日新聞)

ただし 3/5 B4 6200 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 20,460 円

配送仕分け 1,240 円
管理料

合 計 21,700 円

消費税 (10%) 2,170 円

株式会社 福井新聞

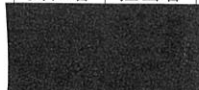
登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

責任者 担当者



領 収 方 法

内 訳	現金	小切手	振込
	9		

28

日本共産党敦賀市会議員団

領 収 証 松宮 まなふ 様 No. _____

金 額									
			¥	1	1	5	5	0	

内 訳 _____

現 金 _____

小 切 手 _____ /

手 形 _____ /

消費税額等(10%) _____

消費税額等(%) _____

但 折込代 3500枚 @3 (議会報告第27号)
 R8 年 2 月 25 日 上記正に領収いたしました
 (折込日 2/15, 中日・県民福井・毎日)
 合同会社・日刊県民福井・敦賀版 酒 井 寛 之
 〒914-0052 福井県敦賀市清水町1丁目18-21
 TEL0770-25-7333 FAX0770-25-8333

収入印紙

登録番号

GR266325

29

日本共産党敦賀市会議員団

領 収 証 松宮 学 様 No. _____

★ 7 4,620 -

内 訳 _____

現 金 _____

小切手 _____ /

手 形 _____ /

消費税額等(10%) 420

但 折込料 議会便り NO.27 読売新聞 2/15 @ 1400枚
 T6210002010821
 R8 年 2 月 25 日 上記正に領収いたしました
 〒914-0056
 福井県敦賀市津内町2丁目13番
 有限会社 メディア ノア
 取締役 熊 谷 慎 也
 TEL (0770) 22-2178

収入印紙

コクヨ ウケ-98

こんにちは！

日本共産党敦賀市会議員団

編集責任者：松宮孝

発行責任者：日本共産党敦賀市会議員団

住所：敦賀市公文名45の14の8番25の5423

松宮まなぶです。



No.27

2026年1月
この広報誌は政
務活動費で発行
しています。

12月議会報告

令和7年12月定例議会は、12月1日から12月22日までの22日間の日程で開催されました。市長から令和7年度的一般会計補正予算など35件の議案が出されました。

日本共産党議員団は、岡山町1丁目、2丁目「岡山町」に変更されたことに伴い、公共施設の地名地番を変更する議案など 件に賛成し、全会一致で可決しました。



上下水道の民営化に反対・生活に欠かせない水は公営で！

上下水道会計の補正予算で、ウォーターPPPPレベ3・5推進事業費4000万円が計上されました。メリットとして、持続可能性の確保、安定的な人材の確保、品質の担保を上げていますが、自治体が責任を持って運営するからこそ担保できます。

敦賀市は、2018年から上下水道事業の包括的窓口業務委託をしています。民営化はしないと言いますが、ウォーターPPPPレベ3・5は公設民営のレベ4に移行するために、国が設けたものです。

水は、生活に欠かせない基本的な人権であり生存権の保障に必要不可欠です。そのため、「上下水道事業の管理・運営は、敦賀市が責任を持つてすべき」と反対

しましたが、賛成多数で可決されました。

市長など特別職の期末手当の値上げに反対

人事院勧告により、民間格差をただすため、公務員の給与や期末手当を値上げする議案が出され、党議員団は賛成しました。

ところがそれに便乗し、市長や教育長、病院事業管理者、市会議員など高額所得である特別職の期末手当の値上げについては、「市民の理解が得られない」と反対しましたが、賛成多数で可決されました。

【請願】

私立少年自然の家の活用に向けた再検討を求める請願が不採択に！

敦賀市は、野坂にある少年自然の家を令和8年度末で廃止する方針です。このような中、敦賀高校生の3

名から、「少年自然の家の廃止を再検討することを求める請願」が出されました。

党議員団は、「少年自然の家は残すべき」と請願に賛成しましたが、「建物の老朽化で多額の費用がかかる」などの反対があり、賛成少数で不採択となりました。



市独自の訪問介護事業所への支援を求める請願が不採択に

訪問介護の基本報酬の引き下げで経営が厳しくなり、全国で訪問介護事業所が倒産しています。

敦賀でも閉鎖したり、閉鎖を検討している事業所がある中、嶺南地域社会保障推進協議会から、「市独自の訪問介護事業所への支援を求める請願」が出されました。

党議員団は、「全国では、独自に支援を始めた自治体があり、敦賀市も実施すべき」と請願を採択するよう求めましたが、「国がすべきもの」などの意見により、反対多数で不採択となりました。

松宮学の一般質問

【農業従事者の減少について】

問・国の食料自給率が37%と過去最低に落ち込み、食料や資材の多くを外国に依存している。基幹農業従事者の人数は、2020年は136万人、2025年は102万人に減少し、平均年齢67・6歳だが、敦賀市の実態を伺う。

答・敦賀の農業従事者の世帯数は、10年前の1301世帯から842世帯となり、35%ほど減少し、高齢化も進んでいる。

問・敦賀市の新規就農者への支援を伺う。

答・小規模からでも農業を始めた方や農業法人に就職したい方向けに育成支援事業を行っている。

問・敦賀市独自の支援として、所得補償や価格保障ができるのか伺う。

答・所得補償や価格保障は国の責任ですべきもの。燃料や資材が高騰しているが、農業経営はある程度、改善されている。



【原子力防災避難訓練について】

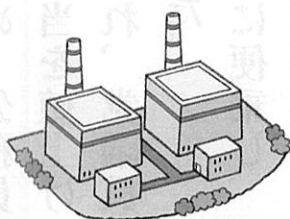
問・今回は、奈良市への広域避難訓練で、バス4台で避難が行われたが、除染訓

練はどのように行なわれたのか伺う。

答・国の検査マニュアルに基づき、汚染個所に対し、ウエットタオルを使用してふき取り除染を行い、その個所をサーベイメータで計測し、除染確認をしている。

問・敦賀市民の「原発を動かしている人たちは、何回事故を起こせばやめるのか」と言う声を聞いて、市長はどう思うのか伺う。

答・市として、国や事業者に対して原子力発電所の安全確保と防災対策の強化を、不断に取り組みよう求めている。



【戦後八十年を迎えて】

問・高市首相は、トランプ大統領に軍事費の増額を約束し、敵基地攻撃能力の保有、長射程ミサイル配備などで、総額十一兆円に倍増した。多くの市民は、戦争する国づくりではなく、平和を願っている。今後、敦賀市民にどのように発信するのか伺う。

答・RCNから寄贈された「戦後八十年次代へ紡ぐ戦争の記憶」という映像作品を学校における平和教育の推進に活用していきたい。その他に、平和の尊さを次世代に伝える取り組みを行っていく。

👉 12月議会で実現

- 小学校給食費の無償化(1月～3月)が決まりました。
- 3月中旬に、65才以上の高齢者と、高齢者を含まない非課税世帯に5000円分の商品券が配付されます。

【編集後記】

自公政権が2024年度に介護報酬を引き下げた訪問介護事業者の倒産や休業・解散が2025年、556社と過去最多を記録しました。昨年は529社で、2年連続、過去最多を記録しました(東京商工リサーチ)。

訪問介護は国の調査でも2022年度決算で、すでに4割近くの事業所が赤字でした。しかし、自公政権はこの事実を公表しないまま基本報酬の2～3%削減を強行したため、倒産や休業・解散の急増を招きました。高市政権は世論と運動に押され、来年度、職員の処遇改善のために臨時の介護報酬改定を行います。訪問介護の基本報酬引き下げの見直しには手を付けず、崩壊危機の前に無策をさらしています。今議会、敦賀市議会に、市独自の訪問介護事業所への支援を求める請願が出されましたが、賛成少数のため不採択になってしまいました。これからも、敦賀の介護を守るためがんばりたいと思います。

30

領 収 証

令和8年 2月 27日

日本共産党敦賀市会議員団 殿

〔山本貴美子〕
「議会便り No.109」

収 入
印 紙

金額	百	千	円
¥25410			

(福井朝日・毎日新聞)

ただし 3/22 B4 6,600 枚チラシ折込料

上記金額領収いたしました

折込料 21,780 円

配送仕分け管理料 1,320 円

合 計 23,100 円

消費税 (10%) 2,310 円

株式会社 福井新聞

登録番号 T4210001003043

福井新聞折りこみセンター

〒910-0017 福井市文京1丁目18-35 ☎0776-25-1881

武生支所 〒915-0041 越前市葛岡町12-7-1 ☎0778-22-0707
敦賀支所 〒914-0812 敦賀市昭和町2丁目21-15 ☎0770-23-4678
小浜支所 〒917-0074 小浜市後瀬町6-22 ☎0770-52-6860

責任者 担当者

領 収 方 法

内 訳	現金	小切手	振込

金額訂正および責任者、担当者印のないものは無効です。

31

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団

山本貴美子

様

No. _____

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(10%) 420

但 折込料 議会便り No.109 読売新聞 3/22 1400枚
T6210002010821

R8年 2月 27日 上記正に領収いたしました

収 入 印 紙

〒914-0056

福井県敦賀市津内町2丁目13番

有限会社メディアノア

取締役 熊谷 慎

TEL (0770) 22-217

32

領 収 書

No. _____

日本共産党敦賀市会議員団
山本貴美子様

令和 8 年 3 月 4 日

¥ 49,400-

収 入
印 紙

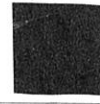
但 議会報告書 No.1093
13002枚

上記金額正に領収いたしました

山幸印刷製 会社

〒914-0062 敦賀市
TEL
FAX (0770) 23-7807

取扱者



33

領 収 証

日本共産党敦賀市会議員団

山本貴美子 様

No. _____

金 額

¥ 13,200

内 訳
現 金
小 切 手
手 形

但 折込代 4000枚@3 (議会報告第109号) 7/22 折込
R8 年 3 月 4 日 上記正に領収いたしました

中・毎
日刊県民入札

合同会社・日刊県民福井・敦賀販売店
酒 井 寛 之

〒914-0052 福井県敦賀市清水町1丁目18-21
TEL 0770-25-7333 FAX 0770-25-8333

収入印紙

消費税額等 (0%)
消費税額等 (%)

登録番号

GR266325

こんにちは！

日本共産党敦賀市議員団

2026年1月 No.109

山本 喜よこ です



編集責任者：山本貴美子 発行責任者：日本共産党敦賀市議員団 住所：敦賀市白銀町4-10 ☎ 23-2186 ※この広報紙は、一部、政務活動費で発行しています。

12月議会

1月～3月、小学校の給食費が無償に！ 3月に、高齢者と非課税世帯へ商品券配付！

国の交付金で実現！

- 小学校の給食費を無償化（1月～3月） 4063 万円
- 65 才以上の高齢者と、高齢者を含まない非課税世帯に 5000 円分の商品券を配付 1 億 2340 万円
- プレミアム付きデジタル商品券を発行 2 億円

公共施設の地名変更など27件の議案に賛成

12月議会に35件の議案が上程されました。

日本共産党議員団は、岡山町1丁目、2丁目が「岡山町」に変更されたことに伴い、公共施設の地名地番を変更する議案など27件に賛成し、全会一致で可決しました。

上下水道の民営化につながる民間委託の拡大はやめて！

上下水道会計の補正予算で、ウォーターP P Pレベル3・5推進事業費4000万円が計上されました。レベル3・5は、現在の民間委託の範囲を拡大

げ、10年の長期間、上下水道の維持管理・更新まで、企業の裁量に委ねて委託するものです。

メリットとして、持続可能性の確保、安定的な人材の確保、品質の担保を上げていますが、自治体が責任を持って運営するからこそ持続可能で、品質も担保できます。

また、レベル3・5は、レベル4（公設民営）に移行するために国が設けたものです。

そのため、「水は生活に欠かせない基本的人権であり、敦賀市が責任を持って管理運営すべき」と反対しましたが、賛成多数で可決されました。

市長や議員などの期末手当の引き上げに反対

人事院勧告により、公務員と民間の格差を解消するため、職員の期末手当等を引き上げる議案が出され、全会一致で可決しました。ところが、それに便乗し、市長や市議員など所得が多い特別職の期末手当を引き上げる議案が出

され、党議員団は「市民の理解は得られない」と反対しましたが、賛成多数で可決されました。

市独自の訪問介護事業所への支援を求める請願が不採択に

訪問介護の基本報酬の引き下げにより、全国で訪問介護事業所が次々に倒産しています。

敦賀でも閉鎖したり、閉鎖を検討している事業所がある中、嶺南地域社会保障推進協議会から、「市独自の訪問介護事業所への支援を求める請願」が出されました。

党議員団は「独自に支援をしている自治体がある。敦賀市も実施すべき」と請願を採択するよう求めましたが、「国がすべき」などの意見により、反対多数で不採択となりました。

少年自然の家の廃止について、再検討を求める請願が不採択に

敦賀市は、野坂にある少年自然の家を2026

年度末で廃止する方針です。

このような中、敦賀高校2年生の3名から、「少年自然の家の廃止を再検討することを求める請願」が出されました。

党議員団は「少年自然の家は残すべき」と請願に賛成しましたが、「老朽化で多額の費用がかかる」など反対があり、賛成少数で不採択となりました。

化学物質過敏症に関する陳情が趣旨採択

香料や農薬など合成化学物質によって、頭痛・倦怠感・動悸などの症状に苦しむ化学物質過敏症の方が増えています。

そのため、福井力ナリアの会から、化学物質過敏症についての市民への啓発、公共施設の無香料化など求める陳情が出され、全会一致で「趣旨採択」となりました。



山本きよこの一般質問



← 質問の動画はこちらから

透析患者の負担軽減

人工透析を受けている市民の負担や不安を少しでも軽減するため、「県外の医療機関に通っている市民が、市内で透析が受けられるよう環境を整備すべき」「敦賀病院でも、働いている方や学生に適しているオーバーナイト透析（夜間の睡眠時に透析）や在宅透析をすすめるべき」と質問しましたが、前向きな答弁はありませんでした。

また、「透析患者も入所できる介護施設を整備すべき」との質問には、「施設整備は難しいが、医療機関へ送迎する人材確保を支援し、透析が必要な要介護者の施設の受け入れをめざす」との答弁がありました。

更に、「透析ができなくなった患者の緩和ケアに取り組むべき」との質問には、敦賀病院の事業管理者から「体制の構築を進めたい」との答弁がありました。

要介護の高齢者への特別障害者手当

「特別障害者手当」は、20才以上で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活に常時特別な介護が必要な人に、「精神的、物質的な負担の軽減」を目的に月額2万9590円、支給する国の制度です。

障害者手帳がなくても、介護保険を利用している高齢者で、診断書によつて受給できるケースがあります。あまり知られていません。

そこで、制度の周知を求めたところ、「分かりやすく工夫し、広報したい」と答弁がありました。

長年、特別障害者手当の診断書を書いてきた医

師によると、「車いすで介助が必要な人や介護保険の認定が要介護3以上の人は認定される可能性がある」とのこと。ぜひ、かかりつけ医にご相談ください。



給食費の保護者負担軽減

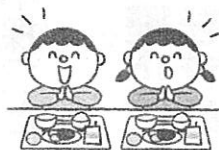
高市政権は、2026年度から学校給食費を無償化すると明言されていましたが、食材費の一部支給にとどまる旨の報道がありました。

そこで、「国の重点支援地方交付金を使い、敦賀市として無償化すべき」と求めたところ、「前向きに検討したい」との答弁がありました。

その後、議会閉会直前に、国の交付金を使つて、1月から3月まで、小学校の給食費の無償化をするための追加補正予算が出されました。

市民の声を届け求め続け、ようやく実現しました。良かったです。

ただ、2026年度は、国の方針を踏まえて検討すること。引き続き、中学校も含め学校給食費の無償化を求めています。



編集後記



敦賀高校2年生が授業で請願書を作り、議会が審査をする「模擬請願審査」に取り組んで2年目。なんと、実際に高校生が請願書を議会に提出！残念ながら不採択になりましたが、まさに生きた主権者教育です。

未来に希望を感じました。●敦賀市はこれまで、物価高騰対策として、スマホで利用するプレミアム付きデジタル商品券を発行してきましたが、スマホを使えない市民も多く、私は何度も、紙の商品券の発行を求めて来ました。そして12月議会です。ようやくデジタル商品券の追加と併せ、高齢者や非課税世帯へ500

0円分の商品券の配布が決まりました。ところが、喜んだのも束の間、同じ国の交付金を使い美浜町では1人2万円の商品券、若狭町では1人2万円の現金給付とのこと。そのため市民から不満の声が。そもそも、物価高騰は円安等々、国政の影響でもあり、対策も自治体まかせでなく、国が責任を持ってすべきこと。食料品のみ消費税ゼロは家計の負担軽減が少なく、倒産する飲食店が増える懸念も。日本共産党は「消費税5%減税とインボイス廃止」で、暮らし応援の国政、行政めざしてがんばります！



Facebook



LINE公式



Instagram



ブログ

ご意見、ご要望、ご相談、何でもお気軽に

☎ 090-3767-3421

✉ kiyoko@rm.rcn.ne.jp



資料作成費

領 収 証

松宮学
日本共産党敦賀市会議員団

様 No. _____

¥ 6,900-

但

入金日

Aug- 用紙5冊 = 700円
7 年 12 月 19 日

B4用紙5冊 400円
上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

事務機器・紙製品

岸 本 文 具

敦賀市清水町1-15-2 (気比中学校前)
☎ 22-1683 FAX 36-4675



資料購入費

領 収 証		日本共産党敦賀市会議員団		山本 貴美子 様		No. _____	
金 額		¥9600					
内 訳		但 住民と自治 令和7年4月～令和8年3月					
現 金		令和8年 3月31日 上記正に領収いたしました					
小 切 手		福 井 書 店					
手 形		福井市二の宮5丁目7-25					
消費税額等(%)		電話0776-27-3800番					
消費税額等(%)		登録番号 _____					

収入印紙



GR1621